

厚岸町議会 第1回定例会

令和5年3月9日
午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまより、令和5年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番、南谷議員、6番、佐藤議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、10番、大野議員の一般質問を行います。

10番、大野議員。

●大野議員 皆さん、おはようございます。

さきに通告しております次の3点についてお伺いをしたいと思います。

まず第一、災害対策についてであります。

太田活性化施設らくとぴあに災害時用の大型発電機が必要と思うが、町はどう考えているか。

2、町の財源確保対策についてであります。

令和5年度の町民税の見通しはどのようになっているか。

ふるさと納税について、他市町村は倍増しているという話を聞くが、厚岸町はどのような対策を考えているか。

次に、ヒグマ対策についてであります。

いまだにオソ18が捕獲されていない。令和5年度の町営牧場の育成牛管理は昨年同様なのか。ほかに何か対策はあるのか。

また、これから出沒時期になるので町民への注意喚起が重要であると思うがどうか。

以上、3点について質問したいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

10番、大野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害対策について、「太田活性化施設らくとぴあに災害時用の大型発電機が

必要と思うが」についてであります。太田活性化施設は、津波浸水想定区域外に位置する湖北地区の主要な指定避難所の一つであり、現在は災害時の非常用電源として、小型の発電機1台を備えております。

町では、避難所運営に際し、最低限必要とする主な電力の用途として、照明や暖房設備、スマートフォン等の携帯端末機器の充電等を想定しているところでありますが、太田活性化施設に備えている発電機だけでは、これらの必要電力を十分に確保することはできないものと考えております。

これまでは、商用電力が復旧するまでの間の非常用電源の確保として、太田活性化施設を含めた各避難所や、防災拠点等への発電機の配備のほか、大型発電機や外部給電が可能な電気自動車を保有している事業者から、災害時に優先的に貸与を受けられるよう災害時協定を締結するなどの取組を進めてきたところでありますが、非常時の電源確保については、依然として課題であると考えておりますので、ご質問にある太田活性化施設への大型発電機の整備については、今後、避難所等における非常用電源の確保に関する全体の施策の中で、改めて検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の町の財源確保対策についてのうち、(1)の「令和5年度の町民税の見通しは」についてであります。はじめに、個人町民税については、令和5年1月1日時点で町内に居住されている方に対し、令和4年中の所得に応じて課税されますが、令和4年中の町内の経済状況については、長引くコロナ禍による売上高への影響、サンマなどの不漁、さらには、円安や国際情勢の影響を受けての燃油価格や物価、電気料金等の高騰に加え、農業では飼料価格等が高騰しており、個人事業者、法人事業者にとって大変厳しい年であったものと考えております。

このため、令和5年度の個人町民税の予算額については、基幹産業である漁業及び農業に加え、商業などの事業所得の減少を見込み、令和4年度の決算見込額から、2,719万円、6.3%減となる4億380万5,000円を計上しております。

続いて、令和5年度の法人町民税については、令和5年2月から令和6年1月の間に町内に事業所がある法人に課税されますが、同様の理由から、令和5年度の予算額は、令和4年度の決算見込額から、622万9,000円、8.7%減となる6,558万2,000円を計上しております。

令和5年度の町民税については、前段で説明したとおり厳しい経済状況の影響を受け、前年度よりも減収の見込みとなっておりますが、今後も適正な課税と徴収努力により、財源の確保に努めてまいります。

次に、(2)の「ふるさと納税について、町はどのような対策を考えているか」についてであります。当町では、平成28年6月から、ふるさと納税寄附をした方への返礼品の取扱いを開始しております。

令和4年度におけるふるさと納税寄附の状況は、本年2月28日現在で前年度同期比1,679万5,400円、1.92%増となる8億9,307万5,400円の寄附が寄せられています。

当町のふるさと納税に対する取組は、返礼品の取扱いを開始以来、担当者が各事業者を訪問し、返礼品協力事業者の新規拡大に努めてきたほか、令和4年10月からは、厚岸町の旬な観光情報や地域の魅力を発信し、観光プロモーションと合わせたふるさと納税のPRをすることで、地域産業の活性化とふるさと納税のさらなる拡大を図るため、一

般社団法人厚岸観光協会へ業務の一部について委託を開始したところであります。

今後においても、寄附者の満足度向上を図り、関係人口の創出・拡大につなげるため、返礼品協力事業者と連携し、より一層の返礼品の充実や首都圏などへのプロモーションのほか、SNSやメールマガジンを通じた旬な話題の提供などに取り組んでまいります。

続いて、3点目のヒグマ対策について、「いまだにオソ18が捕獲されていない。令和5年度の町営牧場の育成牛管理は昨年同様なのか。また、出没時期の町民への注意喚起が重要と考えるが」についてであります。令和3年夏に厚岸町で被害をもたらしたヒグマは、関係機関による箱わな設置やハンター巡回などの努力も及ばず、現時点ではいまだ捕獲されておられません。

このため、令和5年度の町営牧場の育成牛管理については、昨年と同様、ヒグマ防除に有効とされる電気柵を設置するとともに、放牧地の不足分は舎飼いを併用するなどして、預託希望牛の受入れを実施してまいります。

なお、電気柵については、令和5年度予算において5,500メートルの増設を予定しており、さらなる放牧地の確保を図ってまいります。

また、放牧を希望したものの、町営牧場の都合により舎飼いとなる預託牛の利用料金については、令和4年度と同様、問題のヒグマが捕獲されるまでの間、または電気柵などの安全対策が講じられるまでの間に限り、夏期放牧料金と同額で受入れしたいと考えております。

次に、「ほかに何か対策はあるのか」については、問題のヒグマは、厚岸・標茶両町だけでは対応が困難であり、北海道の依頼により、NPO法人南知床・ヒグマ情報センターが、昨年2月から捕獲に向けた体制を整えているところであります。

次に、出没時期に向けた町民への注意喚起については、ヒグマは一般的に3月から徐々に活動を始めることから、冬眠明けに先駆け、1月17日に釧路太田農協でオソ18の説明会を開催したところで、専門家によるオソ18の特徴や移動経路、今後の対応などについて解説したほか、目撃情報を共有化し、一刻も早く捕獲するため、ヒグマの目撃・足跡などの情報提供を呼びかけるとともに、情報提供用のファックス・メール送信票を配布しております。

オソ18を含めたヒグマの注意喚起については、今後も出没場所に応じて、自治会への連絡のほか、防災無線やIP告知端末を活用して、住民への周知を徹底するほか、クマ出没注意看板の設置などを行ってまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 再度お尋ねをしたいと思います。

まず1点目の太田活性化施設の発電機の設置要望なのですが、必要なことは分かっていると。あとは予算とかいろいろ一遍にやれと言ってもできないので、改めて検討していきたいというお答えなのですが、必要なのは分かっているぞということで、検討していただけているということなのなのですが、いつか起こるか分からない千

島海溝、特に日本海溝型の地震・津波に備えるべく、施設は本当に避難所でもあります。厚岸町で高台に位置していて、広いスペースもありますから、そこそこの人が多分避難してくるであろう施設であるので、本年度備蓄倉庫も完成して、そこに避難された方の食料、水等々提供するべく施設が完成したので、なおさら重要な施設だと思われます。そこで備蓄倉庫にも発電機、備えておりますよね。けれども、以前も質問したことあるのですけれども、その発電機を使ってらくとぴあに引くことはできないかったといったら、それは無理ですという答えであったかと思えますけれども、らくとぴあの配電盤を見たら、何かつなげれるような感じがするのです。僕、勝手に開けてはいませんが、電気屋の話だとつなげれますよというお話を聞いたので、では、それなら発電機あって、あとちょっと加工していただくコネクターを設置していただけたら、電気事業者が来なくても、勝手にではできないかもしれませんが、初期対応がすぐ速やかにできるのではないかなと思われてこんな質問したのですけれども、あそこに確かに小型の発電機あります。太田自治会でもちょっと前に稼働するかどうか、初めて段ボール開けて運転してみたのですけれども、やはり暖房器具と照明ぐらいしか取れません。これではやはり不自由だよねと。確かに2台あるのですけれども、これでは全然足りないよなと、本当に。もちろん停電になると外灯もつきませんし、ここ避難してくる人にとっても、夜間とか本当に悪天候の場合なら何も見えないよなと、そう思って、やはり必要だよなということで今回質問させてもらったのですけれども、いろいろたくさん避難所はございます。全て一遍にやれと言っても、それ相応の予算が必要で、もちろん財源確保しなければならないのでできないとは思っているのですけれども、やはり避難所、第2次避難所にしてもやはり重要な施設であるので、速やかに検討いただき、財源確保できたら設置していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 太田活性化施設への非常用発電機についてでございますけれども、議員おっしゃいますとおり、今備えているものだけでは、答弁にもありますとおり不十分とは考えております。それで、ほかの施設、避難所になる施設についても同様ではないかと思っておりますので、いま一度必要な、その避難所にとって必要な非常用の電源ですとか、電力どの程度必要になるのかを確認させていただきながら、それに対応できるような発電機、こういった出力のものが become 必要になるのか、それらも検討した上で、そういった整備に向けてちょっと進めていきたいなとは考えております。

太田活性化施設の整備に当たりましては、避難所の運営に当たりまして太田自治会のほうと協定を結ばせていただいておりますので、自治会のほうとも相談させていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、その検討の結果によりましては、大型ではなくても、何といたしますか、それよりちょっと規模の小さいものになるかもしれませんが、ちょっとその辺はそういったものも、必要な電力等も確認しながら、検討を進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

- 大野議員　ただいま室長の答弁していただいたとおり、僕は大型と言っているのですけれども、そこそこ賄える容量のものを検討していただければなと、ぜひお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。町の財源確保について、今回は町民税とふるさと納税について質問させていただいたのですけれども、今定例会にもらったまず予算書、昨年度の予算と今年度の予算比較して、決算は分からないのですけれども、ぱっと見748万円減ですよ。昨年度の決算見込みが、今、所得税の申告時期で、まだ集計全然できてません、してないと思いますけれども、見込みで答弁書にも書いてあったとおり、町税の納税額は2,700万円程度減額して、4億400万円程度になるのですけれども、厚岸町は一次産業が基幹産業の町で、漁業も魚取れないけれども、価格はその分高くなるのですけれども、漁業も駄目、農業ももちろん去年は今までにない、とても厳しい状況であって、もう多分所得税が発生しないのではないかなというくらい厳しい状況だと思っているのです。それで、大事な自主財源ですから、町税は。それで、きちんと予算を組むかは、やはりそんながっばり減では、計画組みたくはないですよ。我々事業者としても、もちろんなるべく収入は多く、支出は少なくというのが、町の財政でいうと、歳入は多く、歳出は少なくて経営をもっていくというのが基本理念だとは思っているのですけれども、なかなかそうにはうまくいかない。多分、予算組む方も、鉛筆なめなめやっているのではないかなという予想はするのですけれども、本当にこういった一次産業が駄目で、給与所得者はかなりの人口おりますので、それはあまり変わらないのかなと。ただやはり、個人事業者がやはり所得減って行って、本当に2,700万円程度で収まるのかなという、そんな危惧をするのです。これが5,000万円も1億円も下がるようでは、本当にもっと基金を崩して充てなければならないという事案が発生してくるので、そういうときは補正対応はせざるを得ないのですけれども、今の状態でも多分補正はせざるを得ないと思っているのですけれども、そういった見込みの甘さというのか、慎重に計算してまずと言われれば、僕は全然分からないのでそのとおりだと思うのですけれども、この予算を組む段階で不安はなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

- 議長（堀議員）　税務課長。

- 税務課長（鈴木課長）　お答えさせていただきます。

まず当初予算組む段階というのは、毎年12月が最終なのですけれども、もちろんその段階では確定申告等を行っておりませんので、正確な数字というのはなかなかつかめない数字ではございます。そのため、我々は農協のほうに聞き取りに行ったりとか、もしくはいろいろと経済の状況を見ながら算定はしております。

町長答弁にもありましたように、大変厳しい状況というのは、我々もそう思っております。その中で予算の組立て、給与所得者につきましては、大体前年度比2%ぐらい落として計算しております。また、事業所得者につきましては、全体を10%減額してまず。この10%減額というのは、これまでにないとても大きな減額で、実は去年もコロナ禍影響と、さらには燃油高騰とかいろいろ見込んで、去年もかなり低い予算を組ませて

いただきました。最終的に令和4年度は、今これから補正予算の審議していただきますけれども、最終的には町民税2,000万円ぐらいの増額を見込めるとなっております。令和5年は、それよりも大分低くは見てはいるのですけれども、不安はないかという、正直言って課税をして決定するまでは大変私も不安でございますけれども、その中でも一応自信を持ってつくった予算でありますので、この数字で収まってほしいという期待はしております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 課長、今答弁していただいたとおり、そのとおりだと私も思います。本当に所得税申告終わって、課税納付書を送って、数字だと計算して、ああ、よかったな、よかったのかは悪かったのか分かりませんが、それでちょっと一息つけるのかなと、そんな気持ちは重々分かります。この程度での減で推移してくれば、予定どおりの予算執行ができる。本当に大幅に狂うと本当に基金取崩しか、もちろん町債発行して事業を進めるか、それとも、住民サービスは低下させるわけにいきませんから、そういったこといろいろ、多分いろいろ悩んで、そのうち眠れない日も来ってしまうのではないかなと思うくらい、僕は本当にそれくらい厳しい状況ではないかなと思っているのです。それでこういう質問をさせてもらったのですけれども、気持ちは分かります。けれども、住民に負担を強いることなく町民サービスを行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 町長の答弁と繰り返しになりますけれども、大変厳しい状況というは我々もそう思っております。ですので、適正な課税に努めて、財源の確保に努めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 よろしくお願いたします。また、大変厳しいときでありますから、多分滞納する方もおられると思います。よく協議して、納税、税の公平で納税しなければならないと思うので、本当に各々の状況をよく聞き取りながら、今までどおりやっておりますけれども、強制的にむしり取るような、ちょっと言葉悪いですが、よく協議をして、納税、収納に努めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 税の徴収につきましては、個別に納付が厳しい人につきましては個別に納付相談に乗りながら、支払ってもらえる額のそういうところを相談しながらやっていきたいと思っておりますので、無理に差押えしたりとか、そういうことはない

ように、適正に徴収をして公平にしていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 よろしくお願ひいたします。

次にふるさと納税の件についてをお尋ねをしたいと思ひます。本当にふるさと納税、約9億近くここ最近あって、ご寄附いただひているふるさと納税でありますけれども、釧路管内を見ても、ずば抜けてふるさと納税多いところとそうでないところと、明暗がはっきりしてますよね。厚岸町は10億円に届きませんけれども、そこそこなのですけれども、白糠町は別格でなのですけれども、ご寄附される方の心持は、何か僕から言わせたら返礼品目当てかな、そんな気がするのです。それで、大体水産加工物と言ったらいいのか、大体やはり多額の寄附を頂ひている町村というのは、イクラとカニとサケかなという感じがするのです。それで、厚岸町も一生懸命、本当にポータルサイトの力を借りながら、そして事業者の力を借りながら、一生懸命PRしているのも分かるのですけれども、本当に100億円は外ですけれども、100億円もしか寄附していただけたとしたら、本当に30億円からのお金を使えるということになりますから、本当にすごい自主財源ですよ、。本当に。それで多く集まっているところは、本当に全て町民サービスに還元して、ばらまきをやったら一遍になくなってしまひうので、やはり細く長く永代にわたって使えるように工夫されているのですけれども、厚岸町、このままでいいとは思っないとは思ひうのですけれども、一生懸命努力されているのは分かるのですけれども、どういったらもっと寄附頂けるのかなとか、そういうことを考えているのかなと。商品開発もしているとはお伺ひしてますけれども、水産物でもやはり生もの単品だけではやはり魅力がないのかなと。いろいろ多分事業者考えているとは思ひうのですけれども、町としてそのようなことをどう考えているのかをお伺ひをしたいと思ひます。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えします。

ふるさと納税ですけれども、町の財源確保という面では、大きなメリットあるのかなと思ひます。議員おっしゃられたとおり、人気の商品といえば、北海道産、北海道加工のイクラですとか、あとは冷凍品中心に人気であるということでござひますが、厚岸町内においては、ちょっとイクラのその製造というものを、生産能力の関係もあって、なかなかそういうのに手がいかないと。ふるさと納税だけではなく、通常取引があるところのこともありますので、そういったところの加工品といいますか、卸す加工品も作っていかなければならないとなってますので、なかなかそういうようなものにはちょっと手をつけられないという状況でござひます。

今年度なのですけれども、実は昨日現在で昨年度の実績を上回っているという状況でござひます。我々もそうなのですけれども、観光協会にもそういった宣伝活動ですとか業者の相談ですとかというものを行っておりますし、あと事業者にも出向ひて、こうい

ったものを提案ということではしております。また事業者も、こういったものの開発したいのだけれどもとか、こういうもの提案したいのだけれどもということで、ようやくと言ったらあれでしょうか、事業者もふるさと納税のほうに理解を得て、ちょっと言葉悪いかもしれませんがすけれども、おいしさというのでしょうか、ふるさと納税で儲けるということで意識をされてきているのかなと思います。

それで、今年、今年度でいいますと、人気のあった返礼品なのですけれども、加工業されていた方がちょっとやめてしまって、その分がちょっと減ってしまったというのがあるのですが、あとカキの高騰です、それによって返礼品の寄附単価がちょっと上がってしまったことによって、なかなか伸びなかったのかなとは思っておりました。加工、返礼品事業者の状況を見ますと、7割から8割の事業者が前年度の実績よりも伸ばしているということでもありますので、そこら辺は事業者に感謝して、いろいろ商品も提案というか、出してくれたりという面では感謝しているところでございます。

我々も、こういった手法でやっていったら寄附が伸びるのかと考えではあるのですが、まずは返礼品の数を増やして目に触れる機会を多くするというところでございます。あと、やはりCMというものが大事なかなと思っております。ポータルサイト、令和4年度、今日現在で11ポータルサイト運営してございます。二、三年前に比べると倍以上ということになっておりますので、そういったCM、宣伝活動、目に触れる機会というものをまずは増やすということもあります。あとは、寄附をしていただく体制づくり、応援していただくということですのでそういった体制づくりも必要であると思いますので、これらについては、過去に寄附を頂いている方もそうなのですけれども、新規開拓ということで、メールマガジンとかそういうものも使って、今後は厚岸を応援してくださる方を増やしていくという取組をしていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま課長の答弁でいろいろ努力はしてますよ、そのとおりだと思います。だけど、ご寄附される方は、やはりサイトを見て、多分どうなのでしょう、多額の寄附が集まる町村というのが目に止まりやすいのか、何か僕は分からない、ちょっと分からないのですけれども、何かやはりPRの仕方がうまいのかどうか、いろいろもちろん、今は観光協会に一般財団法人化してPR等々も行っていますけれども、町も一緒になっていろいろな方策を考えているとは思いますが、やはり都府県の方の目に止まるようなやはりPRの仕方というのが大事なかな。ちょっと僕、その辺僕は全然分かりませんが、そんなのとっくに知っているよと言われてしまうかもしれませんけれども、こういった方法で目を引きつけるかという手法ですよ。いろいろな知恵をみんなで出し合って、本当に厚岸町に、ぜひ厚岸町にという思いを伝えていただきたいな、そんなふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

寄附額が突出してあるところは、確かに写真の撮り方がちょっと全然違うのです。私どももちょっと研究させていただいているのですが、なかなかこの厚岸町の返礼品の紹介の中でも、パッケージに入ったまま写真撮っているだとか、商品、例えば何かを焼いてご飯の上に乗せてというような写真では、おいしそうに見える写真ではなくて、パッケージを載せているだとか、そういう写真もありますので、そういうようなのは、議員おっしゃるとおり、なかなか目に止まらないというか、魅力的に感じないのかなと思いますので、そこら辺は改善、今している途中でありますので、そこら辺はご理解願いたいと思います。

また、いろいろな知恵をとということではありますが、繰り返しになりますけれども、事業者ですとか、あと観光協会、町も一体となって、これは進めてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 いろいろ努力していただいて、集まった財源は、町民に本当に還元できるので、ぜひとも頑張っていただきたいなと思います。

次、ヒグマ対策に移らさせていただきたいと思いますが、町営牧場の乳牛管理については、今年も電気柵を広げて放牧地を増やすよという答弁であります。私の家の隣も町営牧場の放牧地でありまして、草地更新予定の畑ではないかなと思われる畑、多分あると思うのですけれども、あそこにも去年は電気柵回していたのですけれども、そこ多分もう撤去されているのか、ちょっと冬だから畑には行ってみてないのですけれども、そこは多分放牧しないで別なところを確保するのかなと思う草地があるのですけれども、課長分かるかな、どうかな。多分代替にまたずらすのか、ちょっとその辺伺いをしたいなと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 町営牧場における電気柵の設置箇所のお尋ねかと思います。令和5年で予定されている場所として私のほうでつかんでいるのが、セタニウシ団地の461ヘクタールと大別団地の438ヘクタールということで、図面には見て取れますけれども、ちょっとそれがご質問者の隣接地かどうかというのがちょっと、私、今、図面を見て即答はできないのかなというような状況でちょっとご理解をいただきたいと思います。今年やるそのセタニウシと大別の3圃場、合計面積については39ヘクタールということで予定をしています。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 多分課長、圃場へ行くことはそうそうないと思うので分からないだろうなとは思ったのですけれども、多分本当に堆肥散布、堆肥散布とは言わないのですけれども、

多分草地更新だろうなという畑があるのです。そこには多分、いつ工事するかちょっと僕分らないですけども、そこをやめて違うところにまた電気柵を張り直して、なおかつ本年度5,500メートル増やすよと言われているので、もしかして単純に放牧地が増えるのかなと思ったのですけれども、代替するのなら5,500メートル分だけかなと思ったのです。けれども、農家の受入れ頭数は、ほぼ全頭受け入れてもらえるので、あとは牧場の都合で一部舎飼いするよというやり方なので、昨年同様と一緒になので、農家には支障は来たさないとは思っているのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 総面積のお尋ねでございますけれども、この事業、令和3年度から実施をしております。令和3年度については148やりまして、昨年度は、まだ今年度ですね、令和4年度が59ということで、令和5年度に新たに39増えますので、総体面積としては250程度になると考えておりますので、この分については純粋に増えるのかなと認識しております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 分かりました。近くなので、牧草が青くなってきたら見に行きたいなとは思っているのですけれども、当然ヒグマ対策で使っていない草地もありますよね。ほぼほぼ急傾斜なので、本当に牧草を刈り取ることができない、セタニウシ団地なんてほとんどできないような畑なので、でありますけれども、今年はセタニウシ団地にも電気柵を張って一部使用するよということなので、多分草地だからといって、肥料をまく、この高騰している肥料まくようなことはしないだろうとは思っているのですけれども、ヒグマが捕獲されて、乳牛を襲うような熊がいなくなったらまた放牧開始するのだらうと思うのですけれども、それまでの手入れは、多分そのまま放置ですよ。私も多分その立場だったら放置するしかないなと思っているのですけれども、やはり次すぐ使えるような状況にしなければならない。多分そのままほったらかしにしている荒れる一方なのかなと、ただし、だけれども肥料をやるようなことはできないので、その辺はどう考えているのかお尋ねをしたいなと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私も現場に行って牧草地を実際に見て、こういうものなのだというのを勉強しなければならない立場ではあるのですけれども、ちょっといろいろ事情もありまして、まだちょっと現場に行けていないという部分も、本当にそういう部分あるのですけれども、春になって雪が解けて、牧草が生えてきたら、ぜひ牧草地のほうに行って、現状を見ていきたいなと思っています。放置しているその牧草地の管理については、ちょっと私のほうでは、恐らく今、ご質問者の言うとおりののだと思うのですけれども、ちょっとその部分の細かい方向性というのは、ちょっと今頭の中に資料

としてないものですから、取りあえず2、3年現状維持ということで、そこを様子を見て、ヒグマ等の対策の方向性が見えた時点で、また適正な管理方法、方針をやっていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 本当に変な質問をして申し訳ないなんて思っているのですけれども、やはり発端は乳牛を襲う熊が出たこと、これが発端ですので、北海道挙げて本当にみんなの力を借りて発見しようとしているのですけれども、なかなか本当に手強くて、なかなか姿を現してくれない。まずはやはり、本当に北海道標茶町、厚岸町、あと知床の財団の方々のお力添えをいただきながら、本当にこの雪のまだ残っている中で足跡等を見つけて追跡して、何とか全力で捕獲していただかないと本当に、町営牧場ばかりでなく我々農業者も本当に困ってしまいますので、何とか本当に全力取り組んでいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真理谷課長） このオソ、今議員おっしゃったとおり、捕獲困難ということで、放牧牛も64頭の被害が出ている、厚岸町につきましては10頭出ているということでございます。そのため、今おっしゃったとおり、北海道が中心となりまして、標茶、厚岸、さらに近隣の鶴居、浜中、地元猟友会、また専門家である南知床ビジターセンターの力をお借りしながら今対策を取っているというところでございます。対策につきましても、今月に入りまして冬眠が開けるということで、何とか雪のある段階は足跡が見やすいということで、去年は車でやっていたのですが、スノーモービル、今度、今冬眠しているであろうという上尾幌の国有林内で一生懸命足跡、また捕獲に向け、全力を挙げて、毎日のようにやっているといるというところでございます。この後、箱わなの設置等も含めて、昨年同様の対策を取って、一日も早くこのオソを捕獲しようということで頑張っておりますので、その部分ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま課長のほうから答弁あったとおり、捕獲に向けて努力してますよと。多分、今なら木も葉っぱ生えてなくて、ドローンとか使って何かできないのでしょうか。やっているかもしれませんが、僕は分かりませんが、本当に全力で取り組んでいただきたいのと、本当にこれから4月、5月、オソとは別に、町民の方も山菜取りなどで山に入る機会が増えてくるので、本当に注意喚起、出くわしたときの対策とか、毎年パンフレット等々見ますけれども、本年も同様に本当に、これだけ熊、熊騒いでるから、町民の方も怖くて山には入らないのかなと思いますけれども、やはりそうでない方も多分いらっしゃると思うので、本当にいろいろな告知端末とかやって注意喚起しますとあって、そのとおり、例年以上に頑張りたいと思いますが、い

かがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真理谷課長） まずオソにつきましては、今が見つけやすいという、また冬眠明けで熊も弱っているという時期で、今が一番捕獲できるという時期で一生懸命重点的にやっているところでございます。また、周知喚起につきまして、その状況におきまして自治会の連絡や防災無線、ＩＰ告知、また広報等にもこれを記載して周知を徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、８番、金子議員の一般質問を行います。

８番、金子議員。

●金子議員 さきに通告しました質問通告書に従い、キノコ産業について２点お伺いいたします。

平成31年２月22日に菌床センターで、本来作れない菌床を製造してしまい、結果、他町の生産者の手にその菌床が渡ってしまいました。これにより町は、業界からの信用を失ってしまったと思いますが、どうしてこのようなことが起きたのかを問います。

２、菌床センターは町営なので、製造した菌床は町民以外は購入できないと思いますが、実際は町外の生産者にも菌床を販売しています。どのようなルールに基づき販売しているのかを問います。

以上、２点になります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） ８番、金子議員のご質問にお答えをいたします。

キノコ産業についてのうち、（１）の「平成31年２月22日に菌床センターで、本来作れない菌床を製造してしまい、他町の生産者の手にその菌床が渡ってしまいました。これにより町は、業界からの信用を失ってしまったと思うが、どうしてこのようなことが起きたのか」についてであります。ご質問にある件については、過去に町内の生産者から、通常生産している品種とは異なるしいたけ菌床の試験製造の依頼があったことに起因するものであります。厚岸町きのこ菌床センター条例施行規則では、試験栽培を行う場合に特定の菌種しか製造できないという規定はないものの、技術協力をいただいている協力企業への説明責任を果たすため、その時点で経緯をお伝えし、ご理解をいただいたところであり、その後において技術的指導をいただくなど、結果として業界からの信用を失うという状況には至っていないと考えます。

また、どうしてこのようなことが起きたのかについては、試験栽培とはいえ、持ち込まれた種菌による試験製造を安易に引き受けたものであり、菌床センターで製造販売する菌床の品質保持に影響しかねない事案で、取扱いに適正さを欠いたものといわざるを

得ません。

現在はこのような取扱いが行っていない、本事案を真摯に受け止め、適正な業務執行に努めております。

次に、（２）の「菌床センターは町営なので製造した菌床は町民以外は購入できないと思うが、町外の生産者にも菌床を販売しています。どのようなルールに基づき販売しているのか」についてであります。厚岸町きのこ菌床センターは、良質なキノコ菌床を供給することにより、キノコ産業の育成と農家経営の安定化を図ることを目的としており、条例、規則でその管理運営について必要な事項を定めていますが、町外への菌床販売は禁止していません。その目的達成のために、持続的なセンターの運営により、販売する菌床料の額をより安価に設定し、町内生産者の経営を支援するため、技術提供を受けている協力企業に対して菌床の販売をしており、この協力企業が町外の生産者に販売をしています。

以上でございます。

●議長（堀議員） ８番、金子議員。

●金子議員 ご答弁いただいた内容から、町も今回のことに関して、１番に関してですけれども、真摯に受け止めて今後の対策にも努めていると思っております。その中でやはり、こういうことが引き金となり、何というのでしょうか、キノコ産業自体いろいろな問題も今まで過去あったもので、その上で課長もいろいろな事情がありすぐ即答できないことを聞くかもしれませんが、今回答弁いただいた中に、通常生産している品種とは異なると書いているのですが、厚岸町では森産業という会社の品種のキノコの種を使っているのですよね。それ以外は使ってないのですが、今回品種が異なるということも当然なのですけれども、ライバルメーカーの種を使って菌床を作ってしまったというところがやはり問題だと思うのですが、このあたり、ただのってない種を使ったのとライバルメーカーの種を使ったというのは、何か町として同じ扱いにしていると困ると思うのですが、どのように認識しておりますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問の部分ですけれども、厚岸町の菌床きのこセンター条例施行規則では、センターが生産できる、生産して生産者から対価を頂いて、生産するキノコの菌種を定めております。ということになりますと、それ以外の菌種の生産はできたとしても、お金をもらってどうこうするという事にはならないと。ただ、生産の今回は試験だったということではありますけれども、試験はできないわけではないということはお答弁でも申し上げておりますので、ご理解いただきたいなと思っております。部分が１点と、またライバルメーカーという今お話がありましたけれども、当時の担当者の話を聞く中では、これちょっと試しに試験的にやっていただきたいのだという話をいただきいたときには、そのメーカー云々という、どこの何というものは、そういった情報はいただかないで、取りあえず試験をしたということで、本来あってはならない、最

後に答弁の中でも触れておりますけれども、本来はきちんと確認をしてやるというのが筋だとは思っておりますけれども、どこの何というのを把握しないでやったという部分も問題だったのかなと認識しております。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。そうすると、今回の話というのは、厚岸町が、ではライバルメーカーのこれをこの種で作ってやるということで作った話ではないと私は理解しております、生産者の方がこういう種を持ち込み、町が把握しない、どの種か分からないものを厚岸町に作らせたということで私は聞いておりますが、その認識で問題ないでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 結果的には、そういう形になろうかと思います。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 そうしますと、作った方、菌床センターでその種もらって、試験栽培だからこれ作ってくれよという流れで作ったと私は理解しているのです。通常ですと、例えば今言った試験栽培、こういう場合というのは、どういう流れで種を入れて菌床を作るのが菌床センターの今までの過去の試験栽培の経緯になりますか。そのあたり教えてください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 過去にどれだけの試験栽培をやっているかという部分の情報、具体的な、個々具体の例はちょっと把握しておりませんが、この件に限って言えば、試験栽培を申し込まれたときには、内部組織でございますので、内部の意思決定をした上で試験栽培を行うといった流れが筋だったのではないのかなと考えております。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 ちょっと質問の仕方が悪くて伝わってないかなと思うのですが、例えば試験栽培の場合、種を大体用意するのに1週間、2週間前、1か月前ぐらいから用意して、それでこれだけの数を試験栽培するとか、そういう流れが通常にあると思うのです。今回、この菌床を作ったときというのは、そういう流れで菌床を製造したと思わないのです。そのあたり、通常は大体このぐらいで、こういう状況で菌床を、種を用意して菌床を作ると。今回はこうなったときには、例えば私の聞いている話の中でも、突

然持ってきてこれ作ってくれやという話で作ったと思うので、イレギュラーな話だと思うのです。そのあたりは、町としてどう認識しておりますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 今回の部分につきましては、菌をお持ちいただいて、それを菌床センターのほうで菌床に植え付けて、大体40日くらい保存をして、保存というのですか、何ていうのですか、育てて、だんだん白くなってくるそうなのですが、その白くなったものについて依頼された方のほうにお戻しをしたと、お戻しをしたというか返したというような流れで認識しております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 私の聞きたい部分は、逆にその菌床ができるまでに種、殺菌した菌床に種を植え込むのですよね、菌床の製造過程で。その種というのは、基本的には、1か月前、2か月前とかから通常的に菌床センターが用意していると思うのです。今回は多分、そういう状況ではなかったと思うのです。例えば、種に関して大手といわれるメーカー二つあって、森産業、厚岸町が扱っている森産業、あとは今回作ったメーカーのホッケンですね。それは多分、自分も原木とかも勉強して、種をいろいろ調べるのですけれども、比べてラベルもないもの見たら、作る側は何か分からないと思うのです。見ただけでは。これを作ってくれと仮に言われたときに、作る人もそれを見て、これはこのメーカー、このメーカーなんて判別できないのです。作った方がちょっと安易だったところもあると思うのですけれども、それを作らせてしまった生産者というのも悪意があったと正直思うのです。そのあたり、町としてはどうお考えですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） その試験を依頼されたときに、受けたほうがきちんと確認をして、事前に意思統一を図った上でやるのが筋だったということは、先ほどから申し上げておりますけれども、その時点で依頼された生産者のほうにどのような意図があったかということについては、ちょっと現時点で町として計り知ることはできないのかなと考えております。仮にそういったご指摘があったのであれば、その後も地域の生産者としてキノコの生産に携さわっていただいて、キノコ産業の振興発展にご協力いただいているわけですから、そういった部分と兼ね合いを考えたときには、そういった悪意の部分というのは推察されないのではないのかなと考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。しつこくこの件に関して聞くのは、町としては今答弁いただいた、最初に答弁いただいた中では、信用を失うという状況には至ってないと

ありますが、実際に町の管理職の方が森産業にこの件で謝罪に行ったというのは事実か否かというのはどうでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） この件について、経緯経過について、私も現担当者、さらには前担当者のほうと内容を確認をさせていただきました。この部分につきましては、こちらの担当課長のほうから菌床センターの協力していただいている森産業のほうに改めて事情を説明し、経緯をお話しさせていただいて、今後の適正なセンターの運営についてお話をさせていただいたというような状況で伺っております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 経緯を詳細にそのまま話していただき、ありがとうございます。

この話自体も、生産者から私が聞いたところもあり、他メーカーの方からもこういうことが厚岸町で作られているのだけれどもどうなっているのだということもあり、知ることになったというのが今回の経緯なのですが、ただ町が悪いとか作った人が悪いという感じの話には正直感じてなくて、やはり今までの町とキノコ生産者の関係性にも由来してこういうことが起きてきている、そして過去に金銭問題も起きているその原因というのは、やはり曖昧な厚岸町のルールもあり、生産者がその曖昧さなところを自分たちの当然商売でやっているわけですから、うまく、何といたたらいいのでしょうか、そう自分たちのためにもやってきているという点がうまく合致しなくて、いろいろキノコのほうでもトラブルが起きていると思います。その中でやはり今回のこういうことを機会に、ルールというのをきっちり決めて、受ける側の菌床センターも、こういうことだからできませんとか、ちゃんと答えていかないと、だんだんまた曖昧になっていって、いや、これいいでしょう、では今日、これ頼むわなんてやっていってしまうと、またトラブルになると思いますし、新しい人を生産者募集しているのは町なのです。そういうルールも曖昧な状態で、新しい人来て、昨日まで白と言っていたのが、明日になったら黒ですと、やはり新しくやる生産者も人生かけてきているので、担当者が変わったらルールが変わりますというところでは納得もいかないし、人生かけて勝負できないと思うのです。そのあたり、町としてどうお考えですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私どもの目指すところは、上尾幌でキノコの産業を振興発展させていくという大前提の下に一生懸命やっているところであります。また、今、ご指摘のいただいたセンターの運営が生産者の方に不信感を与えるようなことがあっては決していけませんので、そういう部分については、きちんと条例規則というものにのっとり、適正に管理運営していかなければならないということは改めてお答えしたいと思いますし、今後そういった部分についても、適正に運営していくということをここで

お答えさせていただきたいと思いますので、その分についてはよろしくご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。そのようにしていただくと、生産者だけでなく、センターで働いている管理職の方も、いや、生産者大変だから、ちょっとどうこうとかと、気持ちは分かるのですが、やはり 1 本ルールできていれば、できることはできる、できないことはできない、そのできない中でも生産者のためになるならそのルールをどうやって有効に活用していこうかという方向で、一部の人で今回こういうことが起きた中には、長年やっている人、新しく入った人、ではほかの人が同じことやったら、その方が本当にその菌床を作ってくれたか、これに関して私も担当の方にちょっと話をしたときに、いや、そうは多分ならなかったという話なので、やはりきっちりしたルール、今課長が答弁いただいたように、もうちょっとつくっていただいて、働く方もきっちりルールにのっとって判断できるようにしていただきたいという願いを込めて、まずこの件の今の製造の件は、まず理解いたしました。

その中で、この件があった中で、キクラゲの試験栽培についてお伺いしたいのですが、昨年キクラゲ試験栽培で、今年も作るかと生産者に聞きに町側が行きました。それで、3 人の生産者が、キクラゲ、では今年お願いしますという話になったのですが、それでいて今年の 1 月か 2 月に、いや、今年はキクラゲやはりうちでは作れませんと。どうしてこのような回答になったか、今回のこの 1 番に付随して、ちょっと教えていただいているのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） キクラゲの試験栽培のお尋ねでございます。令和 4 年の 3 月ですから、年度でいくと、令和 3 年度になろうかと思いますが、キクラゲの試験栽培をやるという方向性で地域の生産者との意向を確認をしながらスタートしたと認識をしております。その折りに、菌床センターのほうでは菌床の製造までしかちょっと設備上できないということで、菌床を生産者のほうにお渡しして、その後の具体的なその生産から栽培といいますか、採取といいますか、収穫といいますか、そこに至る部分については、生産者のほうが担って方いただくというような枠組みで、今年、令和 4 年度 1 年間やってきた、こういうふうな経過があることが一つと、その試験のデータ、知見を活用して、今後その新たな品種が上尾幌の地域でまた新しい品種としてやっていけるのかどうかという部分の検証、それを令和 5 年度をかけてやることになっている、そういった部分もあって、令和 5 年度の新たな試験栽培の募集はせず、令和 5 年はその試験データの分析というところに入っていくのだと、こういうような話をいただいております。関係上、令和 5 年の新たな募集は行わないというような整理になっていると伺っております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 詳しいご答弁をありがとうございます。皆さんというか、担当部署、何の理由があり、町としての理由もありというところを理解した上で今の答弁を聞いて、町側から作らないかと聞いてきたのでしょうか、実際、昨年度。作りたいですと生産者、12人中3割の人が言ったら、いや、今年度は町側が研究するところだから作りませんという答弁は、さすがにちょっと今の話の流れでは受け入れられないので、今現在、何で生産者に今年はできないよと自分たちから言っというて、そういうことになったのか。率直にお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） この部分については、説明がきつと言葉足らずの部分が多々あったのかなと。きちんと説明すれば、理解していただける部分なのかなと。あくまでも試験栽培でやるという部分につきましては、栽培から分析して次のステップにいくためのその一連の町のそういう計画の中でやってきている部分もあって、初年度は試験栽培をやって、次の年にそれを分析した結果を基に、最終的にこの後、本当に企業化ベースに乗っていけるのか、いけないのかという部分を判断して、キクラゲについては、今、3月にその種を植えないと、夏の暖かい時期にフル収穫されるというお話もいただいておりますので、シイタケの栽培期間の端境期というのですか、そのちょっと夏の暑いときでシイタケがあまり取れない時期にキクラゲを入れることによって、裏作ではないですけれども、そういうメリットもあるという話の中でも、やる可能性を探っているのだということも聞いているので、そこら辺につきましては、ちょっと時間をいただいて研究させていただきたいのだということを、懇切丁寧に説明をした上で進めていけばよかったのかなという部分についてはちょっと言葉足らずの部分もあったのかなと思いますけれども、改めて今、そういった部分についてご説明させていただいたという部分で、また年度変わって、4月、5月入りましたら、また地域のほうに入っていくって、定期的に生産者の声も聞いていきたいなと思っておりますし、そういった部分、コミュニケーション、風通しのいいような、町と生産現場とやり取りを心がけてやっていきたいなと思っておりますので、そういう部分についてはちょっとご理解いただきたいなと思っております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 課長もまだ移って課のほうで半年ぐらいで、時期、仕事柄そういう、新しいからどうか言えないと思うのですけれども、ただやはり、全部こういうことの一連の流れを把握しようがない中、一生懸命ご答弁いただいていることは、大変私理解しております。その中で、本当、前から質問キノコのことさせていただいて、一番問題に感じているのは、率直に申し上げると、役場側がこのキノコに関していろいろご答弁いただいた中で、言っていることと実際やっていることは全然違うなというのがやはり問題点だ

と感じているのです。だから、できないことはできないでいいのですけれども、ただこの方はこう言う、この人に変わったらこう言うというのではなく、先ほどもお伝えしたように、しっかりルールに、そういうこともルールに基づき、ご答弁いただいたり、ご対応いただくことが、生産者のためにも町のためにもなり、キノコ産業がさらに発展して、前々から言われている、町長の言われている一元化というところも、こういうところを考えていただくと、例えばあの人が言ったらいいとってたのに、生産者の中で役場が、もう1人の人同じこと聞いたら、あなたに駄目だって、そんなことややはり生産者から僕も聞いているのです。なので、やはり何度もしつこく言って申し訳ないのですが、こういう事情も考慮していただいた上で、やはりいろいろなルールをつくって言って、生産者を縛るということではなく、産業の発展のためにいろいろそういう厳しく、生産者にとって面倒くさいなと思うこともあるかもしれないのですけれども、そのあたりもお力入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答えいたします。

1か月だろうと半年だろうと、辞令が出たからには、仕事はやらなければならないのはもちろんでございますし、センターにはちゃんと管理職もおりますので、そういった部分責任を持ってやっていかなければならないと考えておりますので、その部分についてはご理解をいただきたいなと。それから、担当者が変わることによって言っていることが変わってくるというようなことも、誤解を与えないように、なるべくその町と生産者のコミュニケーションを図りながら進めていきたいなという部分が一つあります。

また、今御質問にもありました生産者の一枚岩になり切れていない部分というのが、私たちも努力はしていないわけではないです。働きかけもしてますし、ただ人間ですから、いろいろ考えることもあるでしょうし、割り切れない部分もあるのかもしれませんが、そういったところにぜひ金子議員が入っていただいて、ぜひ力強い、町と一緒に、上尾幌のキノコ産業を盛り上げていっていただくようなお力を貸していただければ、我々も本当にありがたいなと思ってますので、逆に町のほうからも今後のキノコの生産の発展について一緒にやっていっていただきたいなという部分は、こちらからもお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 課長の今おっしゃられたように、できる限りの、生産者としてそういう努力もしていきたいと思えます。

次の2番のほうの質問に移らせていただきまして、町外の生産者に、要は販売している中で、販売したら駄目というルールはないということだと思えるのです。となると、例えば今、厚岸町の生産者というのは、町内にビニールハウスを持って私も含めてやっています。では、仮に釧路市、釧路町でビニールハウス持っている方が菌床センターからシイタケの菌床買って、シイタケやりたいなとなった場合は、どのような流れでどうな

るか、町として対応できるのか。また、その場合、現在の厚岸町内の生産者と同じ価格で菌床を販売することができるのか。その2点教えてください。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今のその町外への販売ということで、ちょっと私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

菌床センターを建設時に、建設の技術協力等いただいている、先ほどから出ている協力企業ございまして、当時、そこと基本的事項について合意したという形で交わしております。この中では、厚岸町が製造したものについては、主として厚岸町内に販売すると。ただし、答弁書にあるように、厚岸町が生産者に対して極力安い値段で、他の地域より、例えば他の地域が160円であれば110円ぐらいで売ろうとか、ちょっと金額は仮ですけれども、そういった形で生産者の支援をしていこうということで、町外の部分については、森産業に買っていただいて、それを森産業が売っているという実態がございます。その前件については、当時その基本的な合意書ということで、協力企業のほうと交わしておりますので、基本的には町としては、町外に売っては駄目という規定は当然つくってございませんが、直接厚岸町の条例、規則で定めている金額で販売しているのは、町内の生産者だけという運用のさせ方をさせていただいているところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 副町長も当時担当で、キノコのほうもよくされていたので、いろいろご事情が分かっておられると思うのですが、私もいろいろキノコのこと、全部過去のことも調べさせていただいて、その合意書というものもあるという話は聞いていたのですが、ただ何年か前に、その話の中で生産者の方が開示請求を公式にさせていただきました、町のほうに。その書類があるかどうか。そのときの町の答弁というのは、有効期限が切れて、そういう書類は存在しないと町側から答弁ありました、回答がありました、これは事実でしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 情報開示請求あったときに、私、当時総務課長でしたので、その話は確認をしております。基本合意書、本来は永年保存すべきものを、これは町側の部局で保存すべきものを破棄してしまったと。誤って破棄してしまったということで、保存年月間違っただけで破棄してしまったということで、大変申し訳なく思っております。情報開示請求できなかった理由は、その原本が存在しないということで、写し等は資料としては持っている部分あったのですが、それは資料は原本でございませぬので、それを開示することはできないということで、その原本の書類がないということで、開示請求はできなかったという内容でございます。

大変申し訳ございません。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 今、ご事情は、その書類のこと、契約のことは分かったのですが、その書類があることも、私も随分いろいろ調べて理解したのですが、ただ、開示請求に関しては私がしたわけではないので、町の回答は回答で何も落ち度がなければそれはそれでいいのですが、まだその内容のその書面に残っているもののいう期限というのは切れてなくて、今でも有効な内容の契約なのですか。そのあたりお伺いいたします。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 基本合意書を破棄する場合は、双方協議して、内容変更含めて、協議して行うとなっております。途中で協議しましょうという話になっているのは、建ててから相当の年数経過してございますので、もう例えば建設に関する技術指導ですとか、そういったことは必要ないと。もう既に要らないものも入っているので、その辺について内容を整理して見直しましょうという話をしているところでありまして、その作業もちょっと遅れているところで大変申し訳ございませんが、その合意自体は、破棄になったという認識は持ってございません。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 副町長がご丁寧に真実を話していただいているなと非常に感じてまして、その中でこういう、機密文書とは言わないと思うのですがけれども、私の聞いている中ではその文書というのは、歴代の菌床センターの所長が引き継いでいっている伝統みたいなものだとは聞いていたのですが、やはり役場は行政サービスでもあり、みんなが行政というのは、そういうもので困ってたら助けてくれると思っている行政なので、やはり何でもオープンにしていっていただきたいなという、機密にするほどの内容ではないと思うのです。だから、やはりオープンにできるものは常にオープンにしていいただいたほうがいいとまず思うのと、あとは今のお話ですと、町外に売の場合は、森産業を通して森産業が町外の方に売っていると。そうしますと、森産業に町が売っているときの価格というのは、町内の菌床を販売する、キノコの生産者に販売する菌床の価格と同じなのか違うのか。違うのであれば、安いのか高いのか。そこを教えてください。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 機密文書扱いということは、合意書に関してはしておりません。お恥ずかしい話ですが、破棄してしまったということで、原本をあくまでも公開しなければならないので、それがなかったのも、請求が上がったときには、公開できなかったという内容でございます。

それと、協力企業に販売する単価については、菌床センターで販売する価格となりますので、町内生産者と同じ価格になります。森産業については、その同じ価格では販売しないで、森さんは森さんのほうで、すみません、協力企業です、そのほうで売っている価格で販売しております。ですから、町内に売る金額よりは、かなり高い金額になっていると認識しております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

そうしますと、森産業は、例えば厚岸町から買わなくても、生産者には、仮にですけれども200円で、森産業の価格は200円だと。そうすると、仕入れ値が120円で厚岸町から買ったとしても、ほかの製造者から150円で買ったとしても、多分森産業は200円で売っているということだと思えるのです。森産業というのは、厚岸町とこういう協力関係を持ち、技術協力とか全てにおいて、厚岸町のキノコの部分に大いに独占で入っています。森産業は、厚岸町が菌床を作ることによって、栄養体だったり種菌だったり、もちろん建設にも関わっていると思いますけれども、利益を得ている、商売にされていると思うのです。さらに菌床を安く町から買えば、その分の差額も商売になるわけで、厚岸町がさらにその注文が入って菌床を作れば、その菌床を作る材料費でさらに森産業は間抜く、町外の人に売るときの間抜く金以外にも、利益は当然最初から入っていると思うのです。あまりに何か森産業ばかり優遇されるような、菌床を作れば作るほどそう感じるのですけれども、このあたりどうお思いですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 確かにその当時、菌床センターでどの菌床を使って作るかということで、かなりのメーカーのものをいろいろ勉強させていただきました。その中で、もともと厚岸の生産者が使っていた菌であって実績のあったものが、当時の、今は使っていない種類の菌ですけれども、同じその協力企業の菌であったと。それと設備投資に、当時いろいろな菌がありましたが、ほとんどのものでは、今の割と簡易的なハウスでできるものなのですけれども、そうではないと。何千万円をかけて、エアコンまで整備しなければいけないようなメーカーから、いろいろなメーカーがございました。その中で、地元の生産者と協議を重ねた上で、これが一番生産者に投資も少なく済むということで、その種類を当時選定しております。

そこに利益ばかりいくのではないかというご質問かと思いますが、我々厚岸町では、あくまでも町長答弁にもありましたけれども、生産者に安くとにかく菌床を出すと。大変な原木作業から比較的作業の高齢になってもできる菌床に転換をしていこうということで、何年もかけて調査を地元と一緒にやってやったきた経緯がございます。その中でも、とにかく競争社会ですので、菌床というものの単価を下げなければならんと。なおかつ、そのためには、そのセンターの運営に関しても、ある程度収支の、完全な均衡は今難しい状態でございますけれども、そういった部分も考慮していかないと、永続的な

センターの運営はできないというところで、こういった形態を、いろいろな部分と関係機関とも協議をした上で選択をして、安い菌床の提供に努めるということで運営を行っているのがこの経過でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。副町長も、そのあたりは本当に尽力されて、ずっと前からされてたので、非常にその現場のことを知っていると思いまして、その苦労も、もともと森産業のいた方からも聞いて、あの人はすごい人だなという話も聞いていたのです。ただ、今それだけやはり低コストで、生産者のために森産業とこういう中で選んで連携してやってきたわけで、それで今のキノコ産業が厚岸町はあると思うのです。それは森産業のもちろんいい影響というか、いい力があって、こうなっていると思うのです。くどくど言いたくはないのですけれども、さっきの1番目のところのことは、その森産業を裏切るようなことをしたのに、答弁として業界からの信用を失うというという状況には至っていないと考えますというのは、町としてどういう答弁、この答弁はいいと思いますか、副町長。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） そこについては、最初に町長から答弁がございましたとおりでございます。ご理解をいただきいたと認識をしております。ただ取扱いが、その職員の取扱いが適正なものであったかという部分については、やはり品質管理、余計な菌が混ざったりするのも菌床のためにはよくないので、その辺のことをしっかりと、受け取った時点で確認を本来すべきだったものと思っております。それに関しては、当時、担当課長から、嚴重に職員に対し注意をしたと伺っております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 すみません。さっきのところはくどくなってしまったのですが、そんなに職員の方だけが悪いわけではないというところは副町長も理解していただいて、種見分けできないので、このメーカーどうこうと、これだけで作った職員の方、本当かわいそうとか、これは絶対客観的に分からないなと思うので、その辺はご理解いただきたいと思います。

その中で、陳情をして、私、協力隊で5年前に入ったときには、陳情をして菌床の価格も安くなっていた状態でした。そのときも、森産業には、陳情価格で売っていたということよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 御質問のとおりでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

そうすると、結局町に困っていて、安くしてくれということでどうにか生産者全員で陳情して安くなった菌床の価格で森産業にも売っていたとなると、そこにはやはり町税を使っていて、森産業にもその町税の恩恵を受けさせるというのが、私はこの質問をさせていただいた中で、やはりお考えいただきたいと思って、こういうしつこく何回も言わせていただいて申し訳なかったのですけれども、やはりそこを考えていただきたいというのと、やはり先ほども副町長に申し上げたように、オープンなことはやはりオープンにさせていただいた上で、生産者にもどうやったらメリットがあるかということを経営者もやはり考えていただかないと、何ていったらいいのですか、町はこういう事情があるからこうしているといっても、周りの人は分からないし、町民も何でそんなにそうなのかと分からないのです。それでやはり、町税が使われているという点では、今回の予算にも見させていただきいた限り、菌床センター200万円、2百何十万円か修繕費入れていると思うのです。菌床センターは、これからもずっと補修だ何だとすごいお金がかかって町税を使う事業になっていくと思うのです、継続すると。なので、やはり今申し上げたように、しっかりしたルールづくりをしていただき、オープンにするところはやはりオープンにさせていただき、その中で試験栽培のときは、これも自分も分からないのですけれども、ルールはないから何でも作れるというなら、自分たちから菌床を、キクラゲの菌床を作らないかと言って、作りますと言ったら作れませんなんていう回答はしないで、しっかりした枠組みをつくっていただきたいと思いますが、副町長、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほど水産農政課長からも答弁ございましたが、恐らく職員の説明不足がかなりあったものと感じております。その辺については、これから生産者と膝付け合わせて説明をさせた上で、ちゃんとした説明をさせていきたいと思っております。ただ、生産者についても、先ほど水産農政課長から金子議員にお願いありましたが、ぜひそのように、生産者をなかなかまとめるにはそれぞれの言い分があって、難しい部分あるようでございますが、町のほうもそこは努力してまいりますので、生産者でもある金子議員におかれましても、ご協力のほどをお願いしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 副町長からも言われたように、生産者としても生産者の橋渡しができるように頑張っていきたいと思ひまして、このあたりで質問のほう、終わらせていただきます。

- 議長（堀議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました6名の一般質問を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第3、議案第20号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第20号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本町では、令和2年12月のワクチンの接種体制等を定める予防接種法の改正により、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を市町村が実施することとなったことを受け、接種体制の整備や関係機関との調整を行い、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため、令和3年3月1日に新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務を集中的に行う組織として、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、これまで、町民の命と健康を守るため適切な対応に努めてきたところであります。

このたび、昨年12月で新型コロナウイルスワクチンの集団接種が一端終了し、また、個別接種についても、一部を除き本年3月31日をもって一端終了すること、さらには、政府が本年5月8日付で感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の扱いを現在の感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性が高い感染症とされる2類相当から、国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・蔓延を防止すべき感染症とされる5類に移行する方針を決定したことを受け、今後の業務については、保健福祉課で対応可能であると考え、本年3月31日をもって新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止し、本年4月1日から保健福祉課へ業務を引継ぐこととするため、厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。

改正内容の説明は、議案第20号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますので、別に配付しております議案第20号参考資料の自治法抜粋については、参考としていただきます。お願いします。

それでは、説明資料の新旧対照表のほうをご覧ください。

はじめに、第1条の改正は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるために設置していた新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止するため、当該規定を削るものであります。

なお、廃止後は、保健福祉課に事務を分掌することとなります。

次に、第2条の改正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室の廃止に伴い、同室の事務分掌に関する規定を削るものであります。

なお、廃止後は、保健福祉課の「オ 保健衛生に関すること」の事務分掌となりま

す。

議案書 5 ページにお戻り願います。

この条例の附則であります。

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 今回、この新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置に当たって、今後またこのような大事に至るような事件とも言うべき大ごとが起きたわけですがけれども、この接種対策室をつくって、また二度と起きてはほしくない、そういった事件でもあります。厚岸町としてこの接種対策室をつくって、今後の取組についてのこういう喫緊的な部分において、こういう接種対策室をつくって、ここがよかった、また反省すべき部分はこういうところにあるのだということを、組織をつくる、今度とまた同じことが起きたときに組織をつくるときに、こういった留意点を注意しなければいけないのではないかとかという、対策室をつくったメリット・デメリットというのを評価を、厚岸町としては今すぐ答える部分と答えられない部分、また今後、この接種対策室が終わった後にいろいろな評価の伝達というのですか、その担当部署にいた人たちの意見を聞いて、こういうところがまずかったなと、今後こういうところを考えていくことによって、もっと効率のいい部分、また、その住民に対しての部分について、こういう点に注意しなければならない、また、こういうところがすごくよかったのではないかとかという、そういった評価をぜひしていただいて、今後の対策をつくるときに、大いにその部分を継承していただきたいと思うわけです。町として、その部分についてはどのように考えているのかなということをお聞かせ願いたいと思います。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ただいま議員言われましたとおり、厚岸町では大変な事態がこの感染によって起きるということで、町長の命を受けて、当時の副町長を筆頭として準備室を立ち上げて、そういった部分では、スムーズに準備ができたのかなと思っております。ただ、細かい評価については、これから実施した上で議員おっしゃられるように次の、起きてほしくないですが、次にこういうことが起きて、また対策組織を設ける場合に十分活用させていただきたいと思っています。

反省すべき点等も多々ございますが、例えば一番最初の募集のときに 2 種類の募集を行ったことで混乱を招いたですとか、そういった部分はございますけれども、そういった部分もその後反省点として生かしてこれたのかなと思っておりますので、この辺を今後整理させていただいた上で、万が一もう一度こういうことが起きた際にもっとスムーズにできるような形で残していきたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 文書化するというか、人が変わると伝達ができなくなってしまう。この後すぐ来るのかもしれないし、何年後かに来るかもしれない。この人間とウイルスとの闘いは、もう人間、生物が生きてからのずっとの闘いですから、そういったそのメリット・デメリットの評価をきちんと残して、今後に役立てていていただきたいと、文書化をしてきちんと残すということをしていただきたいなと思うわけです。

それと、僕の記憶では、対策室のところに、接種対策室のところには、一応定年退職した人たちが補充で充てられたようなふうと思うのですが、今後、その人たちの勤務先というのですか、それはきちんと守られているのかどうかということと、それらをちょっとお聞かせ願いたい。それで、この対策室が何年何か月合計でなったのかお聞かせ願いたいと思います。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 文書化につきましては、先ほど御答弁させていただいたことは、そのように考えてございます。当然人が変わると、言葉だけでは伝わらない部分出てきますので、文書としてちゃんと残したいと考えております。

それから、再任用職員を張りつけた件についてだと思いますが、再任用職員も職員と変わりございません。勤務時間がちょっと短い、一度退職されて再任用をしたということになります。この方についても、通常の人事の中で必要な部署にそれぞれ配置をしていきたいと考えてございます。

それから、対策室については、令和3年3月1日に設置しておりますので、3月、この3月31日までということになると、2年と1か月ということになります。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

5 番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねします。

条例の関係なのですが、第1条の（6）の2、これは削除、この分は新しいほうで、2項がなくなったということは、2項をなくして1項だけになったと理解をしましたので、そうすると、保健福祉課がこの部分を将来に向けて責任を負っていくよと、充当していくよと、こういう理解をしました。それから、第2条なのですが、（6）の2、アからエまであります。この部分を削除するということは、保健衛生に関すること、新条例、直したほうのオで包含をして実施していくと理解をさせていただいた、これでいいのかどうか。

それから、国はあと2回、高齢者や障がいというのですか、そういうワクチンを年度内に実施する予定というのですか、計画を持っています。厚岸町として、これらに当然国の方向が出てくれば、対応しなければならない。そのときに、当然町としても、国が決

めたら即実施しなければならない。その体制について、保健福祉課のほうでこちらあれするのですけれども、人員的に大丈夫なのかなというものが1点。それから、接種する医師、この辺についても厚岸町立病院のほうが何らかの関与をしてくるのかなと、こういう理解をしたのですが、この辺について、概略でいいですから、簡単に説明してください。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） まず組織のことなので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず条例の件に関しては、議員おっしゃられるとおりでございます。

それとワクチンの接種につきましては、この後、令和5年度についても、5月8日からリスクの高いと言われる65歳以上、それから特定の基礎疾患を持っている方等、それから医療機関、それから高齢者施設、障がい者施設等の従事者にも接種の機会を提供するとなってございますので、当然そういったものには厚岸町としても行っていきたいと考えてございます。問題は、その時期に関しては、個別接種という形になりますが、秋、恐らく9月以降、また集団接種というのが入ってくるというふうに現在、まだそこまでの情報しかないのですけれども、が来ております。そのときには、再度その前の段階から、会計年度任用職員ですとか、そういった専門に当たれる職員も増員して当たっていききたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それとすみません、もう一つ、医師につきましては、議員おっしゃられるとおり、町立病院をこれまでも介して確保してきておりますので、同様の対応を考えてございます。

●議長（堀議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため、休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第4、議案第21号 厚岸町デマンドバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第21号 厚岸町デマンドバス条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

本町では、町民が住み慣れた地域で生活をしていく上で必要となる交通路線を確保すべく、厚岸町地域公共交通活性化協議会を組織し、地域の特性を踏まえた持続可能な公共交通網構築のため、厚岸町地域公共交通網形成計画を策定し、都市間及び市街地では、鉄道及び路線バスの既存の交通資源を効果的に活用するほか、郊外部と市街地を結ぶ路線として、新たにデマンドバスの運行を開始するとともに、他の交通機関と調整を行いながら、これらの公共交通機関の持続性を高めることで、個別の移動手段を持たない町民の生活交通路線の確保に努めてきたところであります。

しかしながら、計画策定から5年を経過し、それぞれの交通機関の運行をする中で、交通事故を未然に防ぐ観点から、高齢者の運転免許証の返納者が増加するほか、運転免許がないなどの個別の移動手段を持たない町民の生活交通路線としての利便性の向上がさらに求められるなど、新たな課題や要望も出ているところであります。

このため、町では、令和5年度から令和9年度を計画期間とする、次期交通計画となる厚岸町地域公共交通計画を策定するに当たり、当町の公共交通網を、より持続可能で利便性の高いものとしていくため、各路線の乗降調査や、路線バス及びデマンドバスの運行ルートを商業施設に回るルートに変更する実証試験を行うとともに、関係する交通事業者との調整を実施してきたところで、このたび、利用者からの要望が多かった商業施設を回る運行ルートについて実施のめどが立ったことから、本年7月から当町が運行するデマンドバスの運行区間を一部変更するため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明は、先に議案第21号参考資料1により、このたび変更しようとする各路線の運行区間について説明をした後、議案第21号説明資料の新旧対照表により改正条文の説明をさせていただきますが、議案第21号参考資料2として、各路線の主な停留場所を示した時刻表を配付しておりますので、併せて参考としてください。

それでは、議案第21号参考資料1 厚岸町デマンドバス運行路線図をご覧ください。

デマンドバスについては、現在5路線が運行しており、赤い線が末広・床潭・筑紫恋線、青い線が大別・太田線、ピンクの線が上尾幌・片無去線、水色の線が苫多線、緑色

の線がトライベツ・若松・糸魚沢線となっております。

各路線の運行区間については、現在はそれぞれ路線ごとの対象地区から厚岸駅または町立厚岸病院としておりますが、図面中央よりやや右下のオレンジ色の矢印にあるように、各路線の運行区間を港町4丁目166番地先にある商業施設まで延伸するものであります。

次に、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、デマンドバスの運行区間について定めている第3条第2項の改正は、各路線の運行区間を、「町立厚岸病院又は厚岸駅」から「港町4丁目166番地先」に改めるものであります。

次に、運行路線の区間ごとの使用料について定めている別表2の改正は、このたびの運行区間の延伸に伴い、「末広・床潭・筑紫恋線」及び「トライベツ・若松・糸魚沢線」の区間欄に掲げる「厚岸駅」を「港町4丁目166番地先」に改めるとともに、「上尾幌・片無去線」及び「苫多線」並びに「大別・太田線」の区間欄に掲げる「町立厚岸病院」を「港町4丁目166番地先」に改めるものであります。

なお、別表2中に定める使用料については、このたびの改正で各5路線の運行区間を約1.5キロメートル延伸することとなりますが、その使用料については、道路運送法施行規則第51条の15の規定で、市町村が行う自家用有償旅客運送の対価の基準は、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して決めることとされているため、町内に路線を持つ交通事業者の運賃を参考に使用料を改めて算出をした結果、現行の料金に変更が生じないことから、このたびの路線延伸に伴う使用料の改正は行わないこととしております。

議案書6ページにお戻りください。

附則であります。

この条例の施行日は、このたびの運行区間の変更に伴う道路運送法上の手続に約3か月を要することから、手続終了後の最も運行が早い日となる令和5年7月3日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町デマンドバス条例の一部を改正する条例につきましては、住民の要望を検討を重ねられて、それぞれ実証試験を経ての改正案でございますから賛成ではあるのですが、一応デマンドバスの床潭地区での発着所について質疑をしたいのですが、よろしいでしょうか。

●議長（堀議員） はい。

●南谷議員 ありがとうございます。

現在、床潭地区の乗り降り場所なのですけれども、旧消防前の広場 1 か所であります。床潭にお住まいの高齢で足が不自由な方々は、ふだんでも歩くのがままならない状態にあるのですけれども、特に冬の滑る時期など、端から来る人は歩くのも危険なのに何とかもう少し近くまで来てほしいと。東西で一本道でございます。入り口で 1 か所なのです。そうすると、一番奥の方々は、あそこまで行くのは、歩いて行くの大変なのだと。それだけでなく、足痛くて手術しているのにと、こういう人は結構おります。そういう声が住民の中にあるのですが、私は、東西一直線の町道 3 か所です。中央部と東西にもう 1 か所ずつ発着点を設置してもらいたいというのが住民の要望なのですが、ぜひ検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今の床潭線の地区につきましては、旧消防前が発着地点となっておりますが、今議員おっしゃったとおり、東西、奥のほうとか高齢者、足の不自由な方等がいるという声もありますので、運輸局と協議を進めていきながら検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第 5、議案第 22 号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第 22 号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書 7 ページをお開き願います。

議案第22号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

現行の国民健康保険制度では、都道府県と市町村が共同で運営しており、北海道は、町が支払う保険給付に要する費用の全額を保険給付費等交付金として町に交付、町は、北海道が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、北海道が毎年度市町村ごとに示す標準保険料率を基に、保険税率を定めております。

このたびの改正は、令和5年1月16日に北海道から示された令和5年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に保険税率の改定を行うため、本条例を制定するものであります。

改正の内容の説明につきましては、別に配付しています議案第22号説明資料厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第22号参考資料①国民健康保険税率の改正（案）及び参考資料②関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について、「100分の9.11」を「100分の9.54」に改めるものであります。

第5条の改正は、基礎課税額における均等割額「29,000円」を「31,000円」に改めるものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額を改めるもので、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「30,000円」を「31,000円」に、第2号の特定世帯は「15,000円」を「15,500円」に、第3号の特定継続世帯は「22,500円」を「23,250円」に改めるものであります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の2.58」を「100分の2.71」に改めるものであります。

第7条の改正は、後期高齢者支援金等課税額における均等割額「8,000円」を「9,000円」に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の1.85」を「100分の1.93」に改めるものであります。

第9条の改正は、介護納付金課税額における均等割額「8,000円」を「9,000円」に改めるものであります。

第9条の2の改正は、介護納付金課税額に係る1世帯当たりの平等割額「6,000円」を「7,000円」に改めるものであります。

第21条第1号は保険税の減額に関する規定で、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減に該当する場合に、それぞれ減額をする額を定めております。

7割軽減に関する規定では、同条第1号アは、基礎課税額に係る均等割額「20,300円」を「21,700円」に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

同条第1号イは、基礎課税額に係る平等割額を（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「21,000円」を「21,700円」に、（イ）の特定世帯「10,500円」を「10,850円」に、（ウ）の特定継続世帯「15,750円」を「16,275円」に改めるもので、同条

第1号ウは、後期高齢者支援金等課税額における均等割額「5,600円」を「6,300円」に改めるもので、同条第1号オは、介護納付金課税額における均等割額「5,600円」から「6,300円」に、同条第1号カは、介護納付金課税額における平等割額「4,200円」を「4,900円」に改めるものであります。

同条第2号の5割軽減のアは、基礎課税額に係る均等割額「14,500円」を「15,500円」に改めるものあります。

5割軽減に関する規定では、同条第2号イは、基礎課税額に係る平等割額を（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「15,000円」を「15,500円」に、（イ）の特定世帯「7,500円」を「7,750円」に、（ウ）の特定継続世帯「11,250円」を「11,625円」に改めるもので、同条第2号ウは、後期高齢者支援金等課税額における均等割額「4,000円」を「4,500円」に改めるものであります。

4ページをご覧ください。

同条第2号の5割軽減のオは、介護納付金課税額における均等割額「4,000円」を「4,500円」に、同条第2号カは、介護納付金課税額における平等割額「3,000円」を「3,500円」に改めるものであります。

2割軽減に関する規定では、同条第3号アは、基礎課税額に係る均等割額「5,800円」を「6,200円」に、同条第3号イは、基礎課税額に係る平等割額を（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「6,000円」を「6,200円」に、（イ）の特定世帯「3,000円」を「3,100円」に、（ウ）の特定継続世帯「4,500円」を「4,650円」に改めるもので、同条第3号ウは、後期高齢者支援金等課税額における均等割額「1,600円」を「1,800円」に改めるもので、同条第3号オは、介護納付金課税額における均等割額「1,600円」を「1,800円」に、同条第3号カは、介護納付金課税額における平等割額「1,200円」を「1,400円」に改めるものであります。

4ページ下段から5ページの同条第2項は、未就学児に係る保険税の減額に関する規定で、同項第1号は基礎課税額に係る均等割額について、アの7割軽減の世帯「4,350円」を「4,650円」に、イの5割軽減の世帯「7,250円」を「7,750円」に、ウの2割軽減世帯「11,600円」を「12,400円」に、エの7割・5割・2割軽減以外の世帯「14,500円」を「15,500円」に改めるものであります。

同項第2号は後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額について、アの7割軽減世帯「1,200円」を「1,350円」に、イの5割軽減世帯「2,000円」を「2,250円」に、ウの2割軽減世帯「3,200円」を「3,600円」に、エの7割・5割・2割軽減以外の世帯「4,000円」を「4,500円」に改めるものであります。

なお、今回の保険税率の改定による応能・応益の割合は、北海道から国民健康保険事業費納付金の本算定時に示された標準保険料率とほぼ同様の割合となる62：38で中低所得者に配慮した税率に努めたものとしており、全体的な保険料収納必要額は令和4年度と比較した場合、おおむね2%の増となる見込みであります。

また、健康税率での税額は、3億4,866万円で、改正案税率での税額では約3億6,785万9,000円で、比較しますと町全体で約1,899万9,000円円が増額となる見込みであります。

議案書8ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険税について適用し、令和4年度までの保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 国保税率の改正でございますが、北海道が示す標準税率を基に試算をされ、改正やむなしという理解をしておるのですが、2点お尋ねをさせていただきます。

まず1点目です。今回の改正による影響でございます。新年度予算を見ますと、国民健康保険税は、令和4年度当初予算3億7,076万1,000円で、新年度は、5年度なのですけれども3億6,780万9,000円、この差、当初予算ベースで290万2,000円下がっております、新年度が。ただいま盛んに料金のアップを説明されたのですけれども、実際に新年度予算は290万2,000円、減額の計上でございます。保険料がアップになるのに予算額が下がっている、この要因について説明をしてください。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 保険税の予算額ですので、私のほうから答えさせていただきます。

この減額の要因でございますけれども、この国民健康保険に加入されている方は、主に事業所得のある方が加入されております。そういうことでありまして、来年度の町民税の所得額は、令和4年度を大きく下回ると試算しております。このことによって、先ほど町民課長のほうからは、税率改正によって1,900万円ほど上がるよという話はあったのですけれども、所得が下がることによって、1,900万円上がっても、さらに前年度の予算と比較すると減額になるという現象が発生してしまうということになります。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、対象人数が減るとかどうなの。その辺は関係ないのでしょうか。その対象人数、亡くなる人がいるとか、移住する。人数的には、所得の関係は分かりました。

それと今回の改正、私なりに試算させていただいたのです。ただいまの説明で、おおむね2%くらいアップになるよというお話でございます。これ平均ですよ、2%という数字は。私なりに試算をすると、天井は頭打ち。そうですね、天井はもう、上がる分上がるのですけれども、頭打ち。中間層が一番値上がり幅が大きく、影響を厳しく受

けておると思うのです。町は、今回の改正、どのように捉えておられるのかお尋ねをさせていただきます。また、中間層の救済というのですか、この辺にしわ寄せがいかないような方法というのは検討できないのか、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） まず、新年度予算算定に当たりましては、人数でございますけれども、人数は12月段階の被保険者数をベースに算定しております。その人数でありますけれども、令和4年度より114名増えている人数で算定はしております。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今回の改正についてどう捉えているかというご質問でございますが、北海道では、全道どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料負担となる保険料水準の統一を令和12年度を目指して構築されていることとされております。

町としましては、今回北海道から示された内容で改正をするところでありますが、この改正をしないことによりまして、翌年度、さらには次の年にさらに保険者の負担が急激に増加するという現象も懸念されるところであります。町としましては、毎年度北海道から示されています保険料率を基に改正を行っていきたいと考えております。

また、中間層の救済につきましては、今現在、町独自の救済ということは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

2番、石澤議員。

●石澤議員 これ、応能負担と応益負担の割合なのですが、何かだんだんだんだん詰まってきているような気がするのですが、その辺どうなっているのですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

応能分負担所得割額につきましては、所得による税率の改正となっております、応益分均等割額・世帯平等割額につきましては、それぞれに2,000円、1,000円上がっている状況となっております。今回、北海道からは、こういった標準的な保険税率が示されておまして、北海道では、被保険者の減少に伴い医療費は減少する一方ですが、後期高齢者支援金等が増加するため、前年度よりも増加するという傾向で試算となっております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 これ、応益負担がすごく増えていますよね。こうやってみたら、とても大変になってくる世帯が大分増えるような気がするのですが、さっき頭打ちと言ってましたけれども、高額の方は。けれども、そこに少しメス入れないと、もっと大変な思いをする人いっぱいいるような気がするのですが、全道どこにいても同じ保険料ということでしたら、北海道のほうでこの均等割に対して何か手当をするというようなことをこっちから言うということとはできないのですか。均等割少し減らせとかそういう話。道の仕事だと思うのですけれども、これは。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今回、増額の要因でございますが、北海道のほうで算定するに当たって、後期高齢者支援金が令和4年度本算定から53億円の歳出増となっているため、北海道のほうでは、北海道財政安定化基金を約52億円取り崩した後、今回の算定の内容となっているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 今、コロナ禍の下で、結局国保に入ってくる人たちというのは、本当に自営業者から、それから昔みたいに一次産業がきちんとしていて、そういう人たちが栄えているのならいいのですけれども、そうでない状況にきていて、この均等割の額で、厚岸町でもそうですけれども、無理なものは無理という話、こっちからのその辺の事情もきちんと道に伝えていくというのも大事なのではないかなと思うのですけれども、そういうようなことは、厚岸町としてはできませんか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚町長） 応能・応益割の割合でございますが、1回目の町長の答弁にもありましたが、応能が62、応益が38という割合で、応能のほうで厚岸町の場合は、まだ北海道全部統一になってませんので、厚岸町の所得、それぞれの所得を見ていくと、道内では比較的高い所得の方が多いということになります。それで、厚岸町の標準保険料、令和5年度の標準保険料率については、応能分が62で、応益分が38ということになっておりますので、所得の多い方からちょっと多く頂いているという形は、従来とあまり変わってないということになります。

それと、先ほど52億円の話、北海道の財政安定化基金52億円を取り崩すという話がありました。これは普通で計算すると、かなり道内全体の保険料が上がってしまうものですから、道の基金を52億円取り崩しまして、保険料を抑制するために、上昇を抑制するために行った措置ということでございます。

そういうことを要望していけないかということでございますが、毎年度連携会議というのがありまして、極力皆さん保険料、うちの場合は保険税ですが、上げたくないという希望もちろん持っておりますので、ただ最終的に、議員先ほどおっしゃられました、どの地域に住んでも同じ保険料というのを北海道全体として目指している部分ありますので、今現在としては、各市町村ごとに北海道が示す標準保険料率で行っていくという方針に、制度改正以後、厚岸町は変わりはないということでございます。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第23号 厚岸町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第23号 厚岸町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

現在、複数の府省等に分かれているこども政策に関する司令塔機能を一本化し、新たに内閣府の外局としてこども家庭庁を設置するため、こども家庭庁設置法と、その施行に伴い、必要となる関係法律の改正を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月22日に公布され、このうち子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることとなります。

この改正では、現在、内閣府に設置されている国の子ども・子育て会議が、令和5年4月以降は、こども家庭庁に設置される子ども家庭審議会に移管されることとなるため、不要となる国の子ども・子育て会議に関する規定が削られ、以降に規定されている地方公共団体が設置する子ども・子育て会議に関する規定が繰り上がることから、厚岸町子ども・子育て会議条例の規定中の引用条項番号を変更する必要があるため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明につきましては、議案書により説明させていただきますが、議案第23

号説明資料の新旧対照表と議案第23号、第24号、第25号参考資料関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としていただきたいと思います。

それでは、議案書9ページをご覧ください。

厚岸町子ども・子育て会議の設置について規定している第1条及びその所掌事務について規定している第2条の改正は、引用している規定の条項番号を変更するものであります。

次に、この条例の附則であります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第7、議案第24号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第24号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてその提案理由と内容についてご説明いたします。

家庭的な雰囲気の下、5人以下の満3歳未満児を保育者の居宅その他の場所で保育を行う事業、19人以下の比較的小規模人数で行う保育事業、子どもの居宅において1対1で行う保育事業、事業所内保育事業のそれぞれの設備及び運営の基準を定める厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を基にそれぞれ規定しております。

今般、国におきまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日に施行されることに伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、それぞれの基準に、設備の安全点検、利用者・職員に対する安全指導、職員の研修及び訓練などの、利用乳幼児・利用者の安全を図るための安全計画の策定等と、安全装置の装備を含めた利用乳幼児・利用者の乗降時の所在の確認に関する規定が追加されるとともに、感染症及び食中毒の予防・蔓延防止のため、職員に対する定期的な研修や訓練を行うことが衛生管理等に関する規定に明確化されることとなります。

また、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘から見直しの検討がされていた民法第822条の懲戒に関する規定が、令和4年12月16日施行の民法等の一部を改正する法律により削られたことに伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定が同日付で削除されたことに加え、保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能とするための設備・人員基準の緩和がなされたこと、さらに、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、感染症や非常災害の発生時に利用者に対する支援の提供を継続的に行うための業務継続計画の策定等に関する規定が追加されたことから、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、これらの国の従うべき基準及び参酌すべき基準に基づき、改正を行う必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

また、本条例は2条立ての構成とし、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正並びに厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正としておりますので、ご承知おきます。

なお、改正内容の説明は、議案第24号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、別に参考資料として、議案第23号、第24号、第25号参考資料関係法令の抜粋を配付しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

保育所等との連携に関する第6条の改正は、家庭的保育事業者等の定義規定の適用について、この後追加する第7条の3第2項を加えるものであります。

新たに加える第7条の2は、安全計画の策定等について定めるもので、第1項は、事業所ごとに安全計画を策定し、これに従い必要な措置を講じるとする規定、2ページですが、第2項は、職員に対し、安全計画の周知と必要な研修及び訓練を定期的を実施するとする規定、第3項は、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知するとする規定、第4項は、定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うとする規定であります。

同じく、新たに加える第7条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認について定

めるもので、第1項は、利用者の移動のために自動車を運行するときは利用乳幼児の乗車及び降車の際に、確実な方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないとする規定、第2項は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車に車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、所在の確認を行わなければならないとする規定であります。

なお、規定中の自動車には、運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの、これと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除くとされており、いわゆる3列目シート以上の座席を備える自動車を対象としております。

他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準に関する第10条の改正は、家庭的保育事業所に他の社会福祉施設等を併せて設置するときに、家庭的保育事業所等の特有の設備と利用乳幼児の保育に従事する職員の兼務を除外していた基準を緩和し、保育に支障のない場合に限り兼ねることができるよう改めるものであります。

続きまして、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する第13条の改正は、児童福祉法第47条第3項の「児童福祉施設の長、里親、親権を行う者、未成年後見人にある者は、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない」とした規定に基づき、懲戒に関し必要な措置を取るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなど、その権限を濫用してはならないとする懲戒の濫用禁止を規定しておりますが、懲戒に関する規定そのものが民法から削除されたことから、これを削除とするものであります。

3ページをご覧ください。

衛生管理等に関する第14条第2項の改正は、事業所等において、感染症及び食中毒が発生、または蔓延しないよう講ずる必要な措置について、明確化をするものであります。

続いて第2条ですが、第2条は、厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

新たに加える第6条の2は、安全計画の策定等について定めるもので、第1項は、事業所ごとに安全計画の策定と安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとする規定、第2項は、職員に対し、安全計画の周知と必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないとする規定であります。

第3項は、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知しなければならないとする規定、第4項は、定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする規定であります。

続いて、4ページをご覧ください。

新たに加える第6条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認について定めるもので、利用者の移動のために自動車を運行するときは利用者の乗車及び降車の際に利用者の所在を確認しなければならないとする規定であります。

同じく新たに加える第12条の2は、業務継続計画の策定等について定めるもので、第1項は、事業所ごとに感染症や自然災害に対応するための業務継続計画の策定と、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定、第2項は、

業務継続計画の職員への周知と必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないとする規定、第3項は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めなければならないとする規定であります。

衛生管理等に関する第14条第2項の改正は、事業所等において行う、感染症及び食中毒が発生または蔓延しないよう講ずる必要な措置について、明確化をするものであります。

続いて、議案書13ページにお戻りください。

附則であります。

附則第1項は、施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしますが、第1条中第13条の改正規定については、民法等の一部を改正する法律、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係省令の一部改正、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などの施行日が令和4年12月16日であるため、公布の日から施行するとするものであります。

次に附則第2項は、自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置で、第1条の規定による改正後の厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用について、規定中の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることにつき、困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間備えないことができるとし、この場合において、ブザー等の設置に変わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとするものであります。

次に、附則第3項は、安全計画の策定等に係る経過措置で、第2条の規定による改正後の厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用について、規定中の安全計画の策定義務が生じるのは令和6年4月1日ではありますが、それまでの間、第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、議案第25号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第25号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

町の施設型給付となる認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営の基準を定める厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を基に規定しております。

今般、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月22日に公布され、このうち子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られ、第19条は第1項のみの条となるほか、同整備法において、学校教育法の一部を改正する法律が令和5年4月1日付で施行されることに伴い、幼稚園教育要領の制定根拠である第25条に第2項、第3項が新設され項ずれが生じたこと、また、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘から見直しの検討がされていた民法第822条の懲戒に関する規定が、令和4年12月16日施行の民法等の一部を改正する法律により削られたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定が同日付で削除されたことから、厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、これらの国の従うべき基準及び参酌すべき基準に基づき、改正を行う必要が生じたため、本条例を改正するものであります。

なお、改正内容の説明は、別に配付しております議案第25号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、別に参考資料として議案第23号、第24号、第25号関係法令抜粋を配付しておりますので参考としていただきたいと思います。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第4条の改正は、規定中の引用条項番号の変更を行う改正であります。

次に、正当な理由のない提供拒否の禁止等に関する第6条、2ページにおきまして、あっせん、調整及び要請に対する協力に関する第7条、受給資格等の確認に関する第8条、3ページにわたり、利用者負担額等の受領に関する第13条の改正は、規定中の引用条項番号の変更を行う改正であります。

次に、特定教育・保育の取扱いに関する第15条の改正は、規定中の引用条項番号の変

更を行う改正であります。

続きまして、4 ページですが、運営規程に関する第20条の改正は、規定中の引用条項番号の変更を行う改正であります。

続きまして、懲戒権に係る権限の濫用禁止に関する第26条を削除とする改正であります。

第26条は、児童福祉法第47条第3項「児童福祉施設の長、里親、親権を行う者、未成年後見人にある者は、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とした規定に基づき懲戒に関し必要な措置を取るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなど、その権限を濫用してはならないとする懲戒の濫用禁止を規定しておりますが、懲戒の規定そのものが民法から削られたため、第26条を削除するものであります。

次に、5 ページにわたり、特別利用保育の基準に関する第35条、6 ページにわたり、特別利用教育の基準に関する第36条は、規定中の引用条項番号の変更を行う改正であります。

続きまして、第37条は、規定中の引用条項番号の変更を行う改正であります。第37条第2項の改正前の規定では、本来は「法第19条第1項第3号」と規定すべきところを「法第19条第1号第3号」と誤った条項番号が規定されております。当町において特定地域型保育事業者はなく、これまでに当該規定が影響を及ぼすことはありませんでしたが、間違った規定であったことについて、おわび申し上げます。

次に、正当な理由のない提供拒否の禁止等に関する第39条、7 ページから8 ページにかけて、特別利用地域型保育の基準に関する第51条、9 ページにわたり、特定利用地域型保育の基準に関する第52条は、規定中の引用条項番号の変更を行う改正であります。

続きまして、この条例の附則であります。

議案書の17ページにお戻りください。

附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしますが、第6条の改正部分につきましては、民法等の一部を改正する法律、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係省令の一部改正、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準などの施行日が、令和4年12月16日であるため、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第9、議案第26号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第26号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明を申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

議案第26号厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

国民健康保険法では、出産育児一時金の支給は、保険者が条例で定めることと規定されており、厚岸町国民健康保険条例において、健康保険法施行令に規定する支給額に準じて、出産育児一時金の額を40万8,000円と規定しております。

また、同法施行令で規定されている、通常の分娩により重度の脳性まひとなった患者の救済等を目的とし、3万円を上限として出産育児一時金に加算する産科医療補償制度に係る保険料分について、厚岸町国民健康保険条例施行規則で1万2,000円と定め、出産育児一時金の支給総額を42万円としているところであります。

このたび、令和4年12月15日に開催された、国が設置する社会保障審議会医療保険部会において「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたところであり、これを踏まえ、出産育児一時金の額を8万円引き上げ、48万8,000円とする健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、厚岸町国民健康保険条例においても、同様の内容で改正するため、本条例を制定するものであります。

改正内容につきましては、議案書で説明させていただきますが、併せて別に配付しております議案第26号説明資料厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表及び議案第26号参考資料関係法令の抜粋を参考としてください。

出産育児一時金ついて規定しています第6条第1項の改正は、被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する出産育児一時金の額「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものであります。

なお、現行の出産一時金に加算する産科医療補償制度に係る保険料分1万2,000円と今回の改正額48万8,000円を合わせた50万円が令和5年4月1日以降の出産育児一時金の支給総額となります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は、健康保険法施行令の改正に合わせ、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置で、施行日前の出産に係る支給額については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第27号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案についてご説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

議案第27号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

厚岸町の道路占用料は、道路法施行令で定める国の占用料、これに準じた北海道の占用料との均衡を図りながら料金の設定を行ってきたところでございます。

このたび、道路法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることになりました。この改正は、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えと地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、占用料の見直しが行われたものでございます。

このことから、厚岸町の道路占用料につきましても、改正する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

改正内容の説明については、別に配付している厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表により、行わせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

別表の改正であります。この別表は本条例第2条に規定する占用料に係る別表となっており、占用物件ごとの単位当たりの占用料を規定している表になります。このたびの改正は、占用物件、単位については変更はなく、占用料の欄のみの改正であり、1ページから4ページにかけて左側が現行で右側が改正案となっており、改正案表記の金額及び数値に改めるものであります。

議案書20ページをご覧ください。

附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は経過措置で、改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、従前の例によるものがございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第28号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

議案第28号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このたびの改正は、老朽化に伴い新たに入居者の募集を行わないこととした有明団地の一部と宮園団地の一部の用途廃止を行うため、本条例案を提出するものでございます。

改正内容の説明については、別に配付している厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

別表の改正であります。この表は本条例第3条に規定する町営住宅の設置、位置等に係る別表となっており、このたび用途廃止を行おうとする住棟の規定を別表から削るものであります。

別表中、現行の1の項は、昭和48年度建設の宮園団地C-1号とC-2号、2の項は、昭和52年度建設の有明団地A-5号、3の項は、昭和53年度建設の有明団地A-8号で、いずれも用途廃止に伴い項を削るものでございます。

4の項は、昭和53年度建設の有明団地のうち、用途廃止に伴い、棟番号の欄中A-7号の規定を削り、戸数の欄中8から4に改め、現行の1の項から3の項を削ることに伴い、4の項を3項繰り上げ1の項に改めるものでございます。

また、現行の5の項から37の項においても、同様に3項ずつ繰り上げるものであります。

議案書21ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第12、議案第29号 厚岸町海事記念館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（川越課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町海事記念館条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

厚岸町海事記念館は、海事、科学教育知識の普及を図り、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、厚岸町海事記念館条例により設置しているところであります。

今般、国において、これまで果たしてきた資料の収集・保管・教育、調査・研究という基本的な機能を引き続き果たしながら、社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担い、社会の変化に応じた博物館の実現を図るための博物館法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この法改正は、博物館法の目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを加えるほか、これまで、地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定されてきた博物館の設置要件を、法人類型にかかわらず登録できるとするとともに、博物館の事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し公開すること、学芸員その他の博物館事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加するなどの改正がなされるもので、これに伴い、厚岸町海事記念館条例において、博物館法の規定に基づき定めている規定、及び同法に則し定めている規定について改正を行う必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

条例の改正内容につきましては、別に配付しております議案第29号厚岸町海事記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきます。また、議案第29号参考資料として、関係法令の抜粋を配付しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

厚岸町海事記念館の設置について定めている第1条の改正は、博物館法の改正により、「公立博物館の設置に関する事項について、当該博物館を設置する地方自治体の条例で定めなければならない」としていた同法第18条が削られたことに伴い、条例中、設置の根拠としている同法同条の規定に基づくとする規定を削るものであります。

次に、海事記念館が行う事業について定めている第3条の改正は、博物館法の第3条の規定を参酌して定めておりますが、このたびの同法の改正により、新たに「電磁的資料の作成及び公開」と「学芸員等の人材養成及び研修」について追加されたことに伴い、同様の事業を条例に追加し、号の繰下げを行うものであります。

次に、海事記念館協議会について定める第5条の改正は、第1条に規定していた博物館法の略称規定が削られたことにより、略称規定を法律名に改めるものと、引用規定の条項番号の変更を行うものであります。

議案書22ページをお開きください。

附則であります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第13、議案第30号 厚岸町再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書23ページをご覧ください。

再編関連訓練移転等交付金については、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法により、訓練の移転等により負担が増える自治体に対し、公共用の施設整備や住民の生活の利便性の向上、産業の振興並びに防衛施設周辺地域の一体的な発展に寄与する事業に充てられる交付金であります。

今年度に初めて交付される本交付金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金のように毎年度交付されるものではなく、令和3年度に矢臼別演習場等で実施された日米共同訓練の際に行われたオスプレイの訓練移転等に伴い交付されるもので、当町では、この交付金を町民の生活安定の向上に資する事業の財源として、令和5年度以降の複数年度にわたり、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、当町が独自の子育て施策として実施している零歳児から2歳児の保育料無償化事業を継続的かつ安定的に実施していくため活用しようとするものであります。

当該事業への活用に当たっては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第5条第2項の規定により、地方自治法第241条に規定する基金を設けなければならないとされていることから、本基金条例を制定しようとするものであります。

それでは、議案に沿ってご説明させていただきますが、別に議案第30号参考資料厚岸町再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定に係る参考資料を配付しておりますので、併せてご参照願います。

第1条は、基金の設置についての定めるもので、先ほど説明させていただいた内容と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

第2条は、基金の積立額に関し定めるもので、基金に積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額とするものであります。

第3条は、現金の管理に関し定めるもので、第1項では、基金に属する現金は、預金その他、最も確実かつ有利な方法で行うとし、第2項では、基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとするものであります。

第4条は、基金から生じる運用益金の処理に関し定めるもので、基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入するとするものであります。

第5条は、基金の繰替運用等に関し定めるもので、財政上必要がある場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り入れて運用することができるとするものであります。

第6条は、基金の処分に関し定めるもので、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条に規定する事業のうち、本条例の規則で定める事業に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものであります。

第7条は、この条例の委任規定で、この条例で定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めるとするものであります。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明であります。提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 基金に積む、オスプレイが来たのでということでお金が入ったということなのですけども、これはそうしたら今回だけということですね。今度来るたびにこうして、オスプレイが来たらお金が入ってくるということなのですか。

それと、ちょっと再編関連移転交付金要項という中で、「訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し協力を行っている」と認められること」という文章があるのですが、これ、別に喜んで受け入れているわけでないのに、こういうような項目が入ってくるということは、それを強要されるということにはならないですか。それはどうですか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まずこちら、再編この関連訓練移転等の交付金の毎年入っているかということでございますが、まずこれに関しましては、この関連訓練移転等交付金の交付要綱、こちらのほうの第9条の（4）番であります。各年度の第2四半期までの過去1年間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とするということでもありますので、その訓練

がやった、その状況、日にちです、それによって今年度になるか、もしくは来年度になるかということでもあります。

厚岸町の場合、この訓練が昨年、令和3年度に実施された訓練ということでもありますので、今回この令和4年度の10月28日に交付決定の額が示されたということで、今回、この基金条例を設定させていただきました。ただ、この基金条例につきましては、本来であればその当該年度でこの基金を活用するということを検討させていただきましたが、やはり10月の後半、それでいきますと、やはり年度内に工事等の事業の完了が難しい、または物ですね、物品等の購入するとなりますと、やはり年度内には難しいということで、これは今年度の活用は無理と、そういった場合は次年度以降ということになりますので、これの要項に沿いまして、基金を設置させてもらったということでございます。

それと、すみません。今後も来るということですが、令和4年度にもこのオスプレイの訓練がされております。そういった中では、金額のほうは、正直言ったら、今年が1,138万5,000円という交付決定で来ましたが、こちらのほうにつきましては、その状況、そしてこれはこの関連市町村で按分して交付されるというものなので、令和4年度ではこの実施をして、来年度交付されるという見込みではありますが、金額のほうにしては未定だということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 この交付金を受ける要項の中に、「訓練移転等の円滑、確実な実施に理解を示し、協力を行っている」と認められること」というのがあるのです。来てもらっては困るのです、オスプレイなんかは。こういうことになると、あなたたち認めているからお金やるよというように聞こえた、見えたのです。だから、そういう強制になるのではないかと聞いていたのですけれども。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 厚岸町として積極的にというか、誘致をしているものではございません。こういう訓練がされるということが直前に通知されるものでございまして、町で交付金が欲しくてオスプレイに来てくださいと言っているものではございません。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ちょっと確認だけしたいのだけれども、今言うように、今回基金を設立するに当たって、いつ来るか分からないけれども、来たものは100%一旦基金に積んで、それから出して使うという、こういうことなのではないでしょうか。それとも、たまたま年度またぐから基金に積んでおいて翌年運用するということなのだろうか。その辺、ちょっと頭整理できないのです。だから100%、来たものは必ず基金を通して使うのか、それともトンネルで、交付決定されて年度内に処理が間に合うのであれば基金に積まないで、直

接歳入を受けて歳出出すのか、この辺説明してください。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

交付金でございますので、年度でこちら頂ければ、この年度で処理をとということが原則であります。ただ、やはりこちらのほうの交付金の決定が10月28日と、これは町のほうでもハード事業、ソフト事業をいろいろと精査させていただいた中での今回の選択でございますが、やはり事業、いろいろ道路とか、もしくは例えば今のいろいろな交付金を活用、防衛の交付金を活用させてもらっているのは、牧場等の機械だとかありますが、それがやはり年度内に収めることができないということで、この2年間、基金を増設させていただきました。

この基金、次の年に、今年に使う分あれば、その年の予算に反映いたしまして、計上してそれを執行すればよろしいのですが、その見込みがないということでもありますので、この基金を、これは複数年わたるのであれば基金を設置しなければならないということでこの要項で定めておりますので、これに基づきまして今回の基金を設定させていただいたというものであります。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、今までも防衛のお金、大体9月か10月に交付決定決まります。そうすると、事業は今言われるように、都度できるものもあるけれども、繰越明許でやっていますよね、事業を実際に。例えば今回、今回はないのですけれども、年度末で年度内に承認来て、繰越し、年を越して事業を実施ということは、たまたまこの周りありました。今後は、そういう場合は基金に積んでやるという整理をしていくということなのでしょうか。その辺、もう少し詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この再編関連訓練は、最初のこの提案説明でも示めさせていただきましたが、まずオスプレイというのがまず限定であります。議員おっしゃった、例年入ってくる特別助成交付金、特定防衛調整交付金であります。町といたしましては、まずこれ予算計上する際には、ハード事業を中心として設定させていただいております。やはり今こういう状況でございますので、もちろん年度内に事業完了、これがまず原則であります。その事業を完了できるかどうか、あと物が入れるかどうか、そういった中で、この防衛の交付金を活用させていただいてはおりますが、やはり入札執行残が出ます。それをそうしたら次の事業に回すかとなりますと、そこでまたそれを回すとなりますと、また事業が選択しますと完了が見込めない、そういった中では、この今特定防衛調整交付金は、基金をつくらせていただいて、そちらに執行残をそちらに基金に積んで、そし

て今厚岸町では、まず子どもの医療の無償化、それと給食費の無償化、それと町立病院の運営に関しての部分に活用するという事で、その執行残を基金に積んで運用をさせていただいているという事でございます。

それと防衛の、すみません、こちらの調整交付金のほうは、これは繰越しが認められないという事でございます。それということで、活用の際には基金を設置して、次年度以降に活用するという事でございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 これ訓練ということなのだけれども、前回の初めての矢臼別で飛んだという経緯はあるのですが、訓練と称してどこでも飛んで歩くというか、そういう可能性はあるのか、あるいは訓練で通知でもって、このルートしか限定しますという通知が来るものなのか、その辺はどう町としてこの関連して受け止めている予定なのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） どのルートでオスプレイが飛んでくるかということは示されておりません。直前に、例えば2機来る予定ですよというような程度の公表がされるだけで、ルート等については、町のほうにも一切来てございません。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 懸念されることはいつもそうなのだけれども、このオスプレイというのは結構音がすごいという、私も茶内で聞いたのだけれども、これはオスプレイでないかという音を。みんな酪農家の方が心配するのは、その音でもって放牧されている牛、最近屋内で飼っている家も多いけれども、放牧中の、浜中町あたりは結構放牧中が多い。それでもって牛が暴走したらどうするという、そういう懸念、住民だけでなく産業に影響してくるということ。人間だけではない。そういった懸念がその訓練迎え入れる、勝手にやるわけだけれども、それで影響するようなことがないのかどうなのか、それが一番大事なことでないかと。その辺はどうなのですか。そこまでの通知とか、指導とか、そういったものがあるのか、ないのか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

騒音対策ですが、これはオスプレイのみならず、毎回の訓練に対しては強く連絡協議会を通じて北海道防衛局に要請をいたしておるところでございます。オスプレイにつきましても、いろいろなそういうお話があるとするならば、そういうことがないように強く連絡協議会を通じて要請活動させていただいておりますので、どうか今後ともそういうことが起こらないように、これからは騒音対策の徹底について強く国のほうに要

請をしてまいりたい、そのように考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 町長はそのようにトップとして言っていただくわけですから期待はするのですが、やはりそのこともしっかりその地域の産業に影響が及ぼさないのかどうか、それを強く打っていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） そのとおりでございますので、オスプレイについては特に別な要請として行動を開始いたしております。過去にもそうであります。今後ともそういう心配がないように、強くさらに要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第14、議案第31号 厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてその提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書25ページをご覧ください。

国は、社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル

社会形成整備法を令和3年5月19日に公布、このうち、地方公共団体に適用される個人情報保護制度の規定となる個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることとなります。

この改正により、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護の取扱いについて、それぞれ別の法令等で規定されていたものが、個人情報の保護に関する法律、いわゆる改正個人情報保護法に統合され、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈・運用することとなります。

また、全国的な共通ルールで運用されることに伴い、これまで、本町の実施機関における個人情報の取扱いについては、厚岸町個人情報保護条例に基づき運用してきたところではありますが、改正個人情報保護法では、地方公共団体は、法律の範囲内で必要最小限度の独自の保護措置を定めることができるとされたため、厚岸町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に関して必要な事項を定める厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

それでは議案に沿ってご説明させていただきますが、別に議案第31号説明資料の新旧対照表及び参考資料①関係法令の抜粋と参考資料②厚岸町個人情報の保護に関する法律等施行規則（案）を配付しておりますので、併せてご参照願います。

第1条は、この条例の趣旨について定めるもので、改正個人情報保護法の規定に基づき、同法で委任されている「条例で定めなければならない事項」及び「条例で定めることが許容される事項」のほか、国のガイドライン等において「条例で定めることが解釈上許容される事項」について、町独自の個人情報保護制度の施行に関し措置等に係る必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条は、定義について定めるもので、第1項は、実施機関の定義について、現行の厚岸町個人情報保護条例、いわゆる現行条例では、当該実施機関に「議会」を含んでいたものが、改正個人情報保護法の規律対象から除かれたため、同項で規定する実施機関から「議会」を除き、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を実施機関として定義するものであります。

第2項は、保有個人情報等の本条例で規定する用語については、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によるとするものであります。

第3条は、開示情報について定めるもので、改正個人情報保護法第78条第2項の規定による読み替え後の同条第1項の規定では、同項各号で規定される不開示情報について、条例で定めることによって厚岸町情報公開条例の開示情報または非開示情報との整合を図ることが許容されています。

本町では、同項の開示することとしている情報として条例で定めるものは、本条例の制定附則第4条で改正する厚岸町情報公開条例第7条第1項第3号に規定する情報とするものであります。

なお、当該情報のうち公務員等の氏名を開示することについては、町民等に対する説明責任の観点から、開示することが定着しているため、情報公開条例では引き続き公務員等の氏名を開示する旨の規定を残し、改正個人情報保護法よりも開示情報の範囲を広く取り扱うこととするものであります。

第4条は、費用の負担について定めるもので、改正個人情報保護法第89条第2項に基

づき、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないとし、当該手数料の額の定めを条例に委任しています。

本町では、現行条例における費用負担の考え方を維持するため、第1項では、保有個人情報の開示請求に係る手数料の額を無料とすることを規定し、第2項では、当該開示請求に係る保有個人情報を記録した文書の写しの作成及び送付に要する費用については、受益者である本人が負担しなければならないとするものであります。

第5条は、開示請求の手続について定めるもので、開示請求は、権利の行使として、請求に対する実施機関の諾否の決定を法的に求める手続で、改正個人情報保護法第77条第1項各号では、開示請求する際に、開示請求書に請求者の氏名及び住所または居所並びに個人情報を特定するために必要な事項を記載するとされていることに加え、町独自で必要事項を記載することが許容されています。

これまで、町では、これらの記載事項に加え、希望する開示方法等に関する事項の記載を要件としていたことから、現行条例に準じて同様の対応を継続するため、規則で様式を定めることを規定するものであります。

第6条は、開示決定等の期限について定めるもので、第1項は、改正個人情報保護法第83条第1項の規定に基づく、開示請求に対する開示決定等の期限を定めるもので、同法の規定では、原則として請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならないとされていますが、同法第108条の規定では、町独自で当該期間を短縮することが許容されています。

町では、現行条例に基づく自己情報の開示請求制度との整合性を図るとともに、町民等の利便性を考慮するため、開示決定等の期限を14日以内に開示決定等をしなければならない旨を規定するとともに、ただし書で、改正個人情報保護法第77条第3項の規定により、開示請求書に形式的な不備があり、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないとするものであります。

第2項は、同法第83条第2項の規定に基づき、前項で定める開示決定等の期限の延長期限を定めるもので、同項の規定では、事務処理上困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長できるものとされていますが、同法第108条の規定では、町独自で当該期間を短縮することが許容されています。

これまで、町では、現行条例でも同様の日数で規定しており、短縮すべき理由も見当たらないことから、開示決定等の期限の延長期限を改正個人情報保護法第83条第2項の規定どおり30日以内に限り延長することができるとし、この場合、実施機関は、開示請求者に対し遅滞なく、延長後の期間及び理由を書面により通知しなければならないとするものであります。

第7条は、開示決定等の期限の特例について定めるもので、改正個人情報保護法第84条の規定に基づく開示決定等の期限の特例については、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合に適用されるものでありますが、同法第108条の規定に基づき、町独自で当該期間を短縮することが許容されています。

本町では、前条第1項に規定する開示決定等の期限である「14日以内」に、同条第2項に規定する開示決定等の延長後の期限である「30日以内」を加え、開示請求があった日から「44日以内」にその全てについて開示決定等を行うことで、事務の遂行に著しい支障が生じる場合は、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち順次可能なものから開示決定等を行うとし、この場合、実施機関は14日以内に開示請求者に対し特例規定を適用する旨及びその理由並びに残りの保有個人情報の開示決定等をする期限について通知しなければならないとするものであります。

第8条は、訂正請求の手続について定めるもので、訂正請求は、実施機関が保有する個人情報に誤りや不完全な内容があった場合に求めることができる制度で、改正個人情報保護法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、第5条の開示請求の手続と同様、町独自で必要事項を記載することが許容されております。

これまで、町では、現行条例でも当該請求に際して法定代理人等に関する記載事項を要件としていたことから、同様の対応を継続するため、規則で様式を定めることを規定するものであります。

第9条は、訂正決定等の期限について定めるもので、第1項は、改正個人情報保護法第94条第1項の規定に基づく、訂正請求に対する訂正決定等の期限を、第2項は、同条第2項の規定に基づき前項で定める訂正決定等の期限の延長期限について、第6条の開示決定等の期限と同様の考えで処理期限等について規定するものであります。

第10条は、訂正決定等の期限の特例について定めるもので、改正個人情報保護法第95条の規定に基づく、訂正決定等の期限の特例について、第7条の開示決定等の期限の特例と同様の考えで特例的に訂正決定等の期限及びその手続の調整を図ることができるとするものであります。

第11条は、利用停止請求の手続について定めるもので、利用停止請求は、実施機関が保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているときなど、改正個人情報保護法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料される場合に求める手続で、第5条の開示請求の手続及び第8条の訂正請求の手続と同様、改正個人情報保護法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、町独自で必要事項を記載することが許容されております。

これまで、町では現行条例でも当該請求に際して法定代理人等に関する記載事項を要件としていたことから、同様の対応を継続するため、規則で様式を定めることを規定するものであります。

第12条は、利用停止決定等の期限について定めるもので、第1項は、改正個人情報保護法第102条第1項の規定に基づく、利用停止請求に対する利用停止決定等の期限を、第2項は、同条第2項の規定に基づき、前項で定める利用停止決定等の期限の延長期限について、第6条の開示決定等の期限及び第9条の訂正決定等の期限と同様の考えで処理期限等について規定するものであります。

第13条は、利用停止決定等の期限の特例について定めるもので、改正個人情報保護法第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限の特例について、第7条の開示決定等の期限の特例及び第10条の訂正決定等の期限の特例と同様の考えで特例的に利用停止決定等の期限及びその手続の調整を図ることができることを規定するものであります。

第14条は、厚岸町個人情報保護審議会について定めるもので、改正個人情報保護法では、法の施行後は全国的な共通ルールの下で個人情報保護制度が運用されることとなり、制度運用に当たっては、各地方公共団体から個人情報保護委員会に助言を求めることができることとなるため、個人情報の取得、利用等の制限のほか、目的外利用・提供に係る個別事案の解釈上の疑義が生じた場合には、その都度、当該委員会に確認を行う必要があり、これらについて、類型的に審議会への諮問を要件とする規定を条例に定めることが許容されていません。

このため、個人情報の取得などの個別事案については、本町の審議会の意見を聴く事案は大きく減少するものと考えられますが、改正個人情報保護法第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限り、審議会への諮問ができることから、第1項は、法の施行後においても個人情報及び特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保するため、現行条例と同様に厚岸町個人情報保護審議会を引き続き設置するものであります。

第2項は、前項で設置する審議会への諮問の要件を各号に規定、第3項から第5項までは、当該審議会の委員の人数、任期等を規定、第6項は、当該審議会の委任事項を規則で定めることを規定するものであります。

第15条は、厚岸町個人情報保護審査会について定めるもので、第1項は、改正個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による開示決定等の審査請求についての調査審議を行うため、厚岸町個人情報保護審査会を設置するものであります。

第2項は、前項で設置する審査会への諮問について定めるもので、第3項から第5項までは、当該審査会の委員の人数、任期等を規定するとともに、第6項は、当該審査会の委任事項を規則で定めることを規定するものであります。

第16条は、審査会の調査権限について定めるもので、審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めること、その他必要な調査を行うことができる権限について、第1項及び第2項は、実施機関に対して保有個人情報の提示を求める権限に加え、当該実施機関は、これを拒んではならないことを、第3項は、保有個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し、当該審査会への提出を求める権限を、第4項は、審査請求に係る事件に関して、審査請求人等に意見書または資料の提出を求め、適当と認める者に事実を陳述させることなどの必要な調査権限が審査会にあることを規定するものであります。

第17条は、意見の陳述について定めるもので、第1項は、審査請求人等に主張する機会を十分に与えるため、当該審査請求人等から申立てがあった場合は、書面主義の例外として、口頭で意見を述べる機会を付与しなければならない旨を規定するとともに、ただし書で、既に審査関係人の主張が十分に明らかで、改めて口頭意見陳述を実施したとしても調査審議に資することがないと考えられる場合など、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでないとするものであります。

第2項は、口頭意見陳述を行う際、専門的知識をもって審査請求人または参加人を援助できる第三者を補佐人として出席させることができる旨を規定するものであります。

第18条は、意見書等の提出について定めるもので、審査請求人等の権利・利益の保護及び適正な審査の実現を確保するため、意見書等の提出権を有する旨を規定し、ただし書で、当該意見書等の提出に当たっては、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が提出期限を定めたときは、その期間内に提出しなければならないものとするものであります。

第19条は、提出資料の写し等の提出について定めるもので、第1項から第4項までは、審査会は、審査請求人等が十分な主張及び立証をすることができるようにするため、審査請求人等から提出された意見書または資料を他の審査請求人等が内容を確認できるよう、第三者の利益を害するおそれがある場合を除き、当該意見書または資料の閲覧の機会を付与することを規定するものであります。

第20条は、審査請求に係る調査審議手続の非公開について定めるもので、実施機関からの諮問に基づき行われる審査請求に係る審査会の調査審議の手続は、実施機関の開示決定等、訂正決定等または利用停止等の処理の適否について行われるもので、公開することで、本来不開示とすべき情報等が公になることがあり得るため、非公開とするものであります。

第21条は、答申書の送付等について定めるもので、審査会が答申をしたときは、審査請求人または参加人に答申書の写しを送付するとともに、当該答申の内容を一般に公表すべきとするものであります。

第22条は、個人情報の管理について定めるもので、現行条例では、実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報の管理責任者を定め、必要な措置を講じるとしてありますが、改正個人情報保護法に基づく国のガイドラインでは、個人情報の安全管理のために町独自の役職を置くことが解釈上許容されています。

本町では、現行条例と同様に、改正個人情報保護法及び本条例に基づき、個人情報等の取扱いに関する責任の明確化をするため、実施機関ごとに個人情報管理責任者を置くものであります。

第23条は、運用状況の公表について定めるもので、改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正個人情報保護法の施行状況について報告を求めることができるとされ、毎年度、報告を取りまとめて概要を公表するものとしていますが、同法に基づく国のガイドラインでは、町独自で運用状況を公表することが解釈上許容されています。

本町では、現行条例と同様に、制度の施行状況を公表し、個人情報の保護を一層推進するための情報提供を町民に行うことは必要であると考えことから、条例に規定することで、引き続き制度の施行状況等を広く一般に公表するものであります。

第24条は、委任について定めるもので、町民等の利便性の確保及び効率的な事務処理を図るため、開示請求の手続等を行うに当たり、この際に使用する様式や様式に記載する事項等、条例の施行に関し必要な事項の制定を実施機関に委任するものであります。

附則であります。

附則第1条は、この条例の施行期日で、この条例は、デジタル社会形成整備法第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行条例であるため、同法の施行日と同様、令和5年4月1日から施行するものとしてあります。

附則第2条は、本条例の制定に伴い、関連する条例を廃止するもので、第1号は、令和5年4月1日から改正個人情報保護法及び厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例が適用されるため、厚岸町個人情報保護条例を、第2号はデジタル社会形成整備法附則第54条において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第32条が削られたことに伴い、改正個人情報保護法の施行後は、同法第30条第1項及び第31条第1項の規定が地方公共団体にも直接適用されることとなるため、厚岸町特定個人情報保護条例を廃止するものであります。

附則第3条は、厚岸町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置で、第1項は、廃止前の厚岸町個人情報保護条例、いわゆる旧条例第3条第2項の規定により、その業務に関して知り得た個人情報の取扱いについては、この条例の施行後も、なお従前の例によるものとし、当該個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことを、職員、委託事業者及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務の従事者に義務付けるものであります。

第2項は、この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項もしくは第2項の規定による個人情報の開示、第15条第1項もしくは第2項の規定による訂正または第16条第1項もしくは第2項の規定による利用停止に係る取扱いについては、なお従前の例によることとするものであります。

第3項は、旧条例第35条に規定する罰則に係る経過措置を定めるもので、職員、委託事業者の従業員及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務の従事者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された文書を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されることについて規定するものであります。

第4項は、旧条例第36条に規定する罰則に係る経過措置を定めるもので、職員、委託事業者の従業員及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務の従事者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた個人情報を、この条例の施行の日以後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることを規定するものであります。

第5項は、旧条例に規定する罰則の経過措置である前2項の規定は、町の内外を問わず罪を犯した者について適用することについて、第6項は、旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするものであります。

附則第4条は、厚岸町情報公開条例の一部改正で、本条例の改正の趣旨については、本則中の第3条に規定する開示情報でご説明させていただきましたが、改正個人情報保護法第78条第2項の規定による読み替え後の同条第1項の規定では、同項各号で規定される不開示情報について、条例で定めることによって厚岸町情報公開条例の開示情報または非開示情報との整合を図ることが許容されています。

このため、改正個人情報保護法の不開示情報の規定と厚岸町情報公開条例の非開示情報の規定を合わせることで、それぞれの開示請求制度で不開示情報が異なることなく、同一の解釈で適切運用することができるよう、厚岸町情報公開条例の一部を改正する条

例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明については、別に配付しております議案第31号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

開示情報について規定している第7条第1項のうち、公務員に関する情報について規定する第3号の改正は、国家公務員及び地方公務員のみを開示対象としていたものを改正個人情報保護法第78条第1項第2号ハの規定に合わせ、独立行政法人等の職員及び地方独立行政法人の職員を加え、開示対象を「公務員」から「公務員等」に改めるものであります。

非開示情報について規定する第7条第2項のうち、個人に関する情報について規定する第1号の改正は、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の規定に合わせ、規定の内容を整理するもので、法人等に関する情報について規定する第2号の改正は、これまで「法人その他の団体の定義について、国及び地方公共団体を除いたもの」としていたものを、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の規定に合わせ、「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を加え、定義を整理するものであります。

1ページ下段から2ページにわたり、公共・安全に関する情報について規定する第3号の改正は、改正個人情報保護法第78条第1項第6号の規定に合わせ、国の機関等の事務事業について意思決定を行う際の審議や検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものなどを、いわゆる審議・検討等に関する情報として、非開示情報の規定を改めるもので、事務事業に関する情報について規定する第4号の改正は、改正個人情報保護法第78条第1項第7号の規定に合わせ、国の機関等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示情報として規定を改めるものであります。

行政運営に関する情報について規定する第5号の改正は、改正案の第4号中に事務事業に関する情報として、非開示情報の規定を整理したことから、規定が重複するため削るもので、第6号の改正は、第5号を削ることに伴う号番号の繰上げであります。

以上、簡単な説明であります。皆さんご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 内容そのものについて、何条がどうのこうのというような質問はとても私もできませんので、全体についてのお話でお聞きしたいのですが、今、簡単な説明でと言い方を課長さんのほうでおっしゃったときに、笑い声が出るぐらい非常に内容が多くて、説明にも時間のかかる新しい条例をここに制定したわけです。

これについては、単に役場の人知っていればいいというものではなくて、個人情報の保護に関して国が大きく法律をつくって、それに従って厚岸町の条例がこういうふうにできたのですということは、細部にわたっての全部知ってくださいということは無理

だと思いますけれども、大筋においては町民にきちんと知らしめていくことが必要だと思うのです。そのあたりについては、どのようにお考えになっていますか。また、それをどのように具体化していくのか、ちょっと説明をしてください。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 確かにこの条文を見てもなかなか難しい内容になってございますので、議員協議会のほうに説明させていただいたものをもう少し簡略化して、改正されてこういうことになりましたと極力町民に分かりやすいような形で広報紙、今のところちょっと考えられるのは広報紙で、簡単になりますけれども、町民向けにこういう条例を改正によって制定しましたという内容を今後掲載させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第15、発議案第2号 厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります竹田議員から提案理由の説明を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

ただいま上程いただきました発議案第2号 厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、民間・行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールが適用されることになりました。

しかしながら、この改正後の個人情報の保護に関する法律において、議会は、国会や

裁判所と同様に、自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから、改正後の法律が定める規律の適用対象から除外されることになりました。

本件につきましては、昨年9月から今まで6回の議員協議会において、制度の把握、内容の協議、条例案などの検討を重ねてきました。町側の条例案と調整確認をした上で、議会運営委員会を経て、この度の第1回定例会に提出することに決定したところでもあります。

本町においても、先ほど、議案第31号 厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてが可決し、現行の厚岸町個人情報保護条例及び厚岸町特定個人情報保護条例が廃止となりましたが、この条例において、議会も実施機関とされていることから、改正後の法律の施行後も引き続き自律的な措置を講じる必要があると考え、新たに厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものであります。

本条例は、全国町村議会議長会や総務省、国の個人情報保護委員会などが協議されて示された条例例を基にしており、構成、条文などは、改正後の個人情報の保護に関する法律との整合性を勘案し、基本的に同法の各条文に対応したものとしております。

概要といたしましては、議会が保有する個人情報としては、本会議などの傍聴の受付簿や退職議員を含む議員や職員の経歴など、議会事務局が取得し、保有する個人情報を想定しております。

議員が取得・保有する個人情報については、議員が本会議や委員会での議会活動を行う場合においては、議会事務局の職員がかかわらずに議員単独で作成・取得する個人情報は想定し難いこと、議員が議員活動、町政に関する調査研究、研修、住民相談その他の活動を行う場合においては、議員単独で作成・取得する個人情報も想定されますが、議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、これらの情報を条例の規制対象に含めると、議員活動に対し過度に広汎な規制となるおそれがあるため、本条例が対象とする保有個人情報には含まず、また、同様の考え方から、本条例による議会の責務はあるものの、罰則の適用範囲は、議会事務局の職員とし、議員を含まないものであります。

本条例において、機関として負うべき義務が課される場合の主体は、議会とする一方、個人情報に係る開示決定処分など具体的な行為を行う場合の主体については、議会とすると議決が必要となり、過大な手続と時間を要し、かえって住民の利益を害することとなるため、議長とします。

なお、罰則を規定することから、昨年において、あらかじめ釧路地方検察庁に事前協議をしており、これが特段の問題がない旨の回答を得ております。

条例の実施に必要な事項については、参考資料としてお配りしております施行規則を制定し、厚岸町議会における個人情報の適正な取扱いに関することを定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとなるものであります。

また、個人情報の取扱いに関し、町及び町のほかの機関と町議会の間で差異が生じないよう、改正後の個人情報の保護に関する法律及び先ほど可決された厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例との整合性を図っております。

附則であります。この条例は、改正後の個人情報の保護に関する法律及び厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例と同様、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、お配りしております発議案第2号逐条説明書のとおりであり、口頭による説明は省略いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単な説明ではありますが、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 議会運営委員会並びに令和4年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時27分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後3時27分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 9 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

発議案第 2 号 厚岸町議会の個人情報保護に関する条例

逐 条 説 明 書

第1条は、この条例の「目的」について規定するものであります。

個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、厚岸町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであります。

第2条は、主な用語について、「定義」を規定するものであります。

第3条は、「議会の責務」を規定するものであります。

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとするものであります。

第4条は、「個人情報の保有の制限等」を規定するものであります。

議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令、条例の規定により、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないこととし、当該特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととするとともに、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないこととするものであります。

第5条は、「利用目的の明示」を規定するものであります。

議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときなどを除き、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならないこととするものであります。

第6条は、「不適正な利用の禁止」を規定するものであります。

議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないこととするものであります。

第7条は、「適正な取得」を規定するものであります。

議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこととするものであります。

第8条は、「正確性の確保」を規定するものであります。

議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないこととするものであります。

第9条は、「安全管理措置」を規定するものであります。

議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことなどとするものであります。

第10条は、「従事者の義務」を規定するものであります。

個人情報の取扱いに従事する職員又は職員であった者などは、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととするものであります。

第11条は、「漏えい等の通知」を規定するものであります。

議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときなどに該当する場合を除き、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならないこととするものであります。

第12条は、「利用及び提供の制限」を規定するものであります。

議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととし、議長が本人の同意があるとき、又は本人に提供するときなどに該当すると認めるときで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められないときは、利用目的以外の目的のために保有個

人情報を自ら利用し、又は提供することができることなどとするものであります。

第13条は、「保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求」を規定するものであります。

議長は、利用目的のために、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとするものであります。

第14条は、「個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求」を規定するものであります。

議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとするものであります。

第15条は、「仮名加工情報の取扱いに係る義務」を規定するものであります。

議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならないことなどとするものであります。

第16条は、「匿名加工情報の取扱いに係る義務」を規定するものであります。

議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないことなどとするものであります。

第17条は、「個人情報ファイル簿の作成及び公表」を規定するものであります。

議長は、議員、職員などの人事、議員報酬、給与、福利厚生などの事項を記録するものを除き、その定めることにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、ファイルの名称、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を検索することができる個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことなどとするものであります。

第18条は、「開示請求権」を規定するものであります。

何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることなどとするものであります。

第19条は、「開示請求の手続」を規定するものであります。

開示請求は、開示請求をする者の氏名及び住所又は居所などを記載した書面を議長に提出してしなければならないこととし、この場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことなどとするものであります。

第20条は、「保有個人情報の開示義務」を規定するものであります。

議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないことなどとするものであります。

なお、開示する情報は、「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「厚岸町情報公開条例」が定めるものと同じくするものであります。

第21条は、「部分開示」を規定するものであります。

議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないことなどとするものであります。

第22条は、「裁量的開示」を規定するものであります。

議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができることとするものであります。

第23条は、「保有個人情報の存否に関する情報」を規定するものであります。

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとするものであります。

第24条は、「開示請求に対する措置」を規定するものであります。

議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的（一部の利用目的を除く。）及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならないこととし、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき、開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととするものであります。

第25条は、「開示決定等の期限」を規定するものであります。

開示決定等は、開示請求があった日から厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例と同じく、14日以内にしなければならないことなどとし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、その場合は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととするものであります。

第26条は、「開示決定等の期限の特例」を規定するものであります。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分に

つき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとし、その場合は、開示請求者に対し、理由などを書面により通知しなければならないことなどとするものであります。

第27条は、「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」を規定するものであります。

開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下第54条を除く「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容などを通知して、意見書を提出する機会を与えることができることなどとするものであります。

第28条は、「開示の実施」を規定するものであります。

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行うことなどとするものであります。

第29条は、「他の法令による開示の実施との調整」を規定するものであります。

議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第28条の開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わないことなどとするものであります。

第30条は、「開示請求の手数料」を規定するものであります。

この条例の規定による個人情報の開示に係る手数料は、「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」と同じく無料とするものであります。

また、開示請求者が個人情報の写しの交付又は送付を求めたときにおける当該個人情報の写しの作成及び送付に要する実費費用については、これも「同条例」と同じく開示請求者の負担とするものであります。

第31条は、「訂正請求権」を規定するものであります。

何人も、自己を本人とする開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する

決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除を請求することができることなどとするものであります。

第32条は、「訂正請求の手続」を規定するものであります。

訂正請求は、訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所、理由などを記載した書面を議長に提出してしなければならないこととし、この場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことなどとするものであります。

第33条は、「保有個人情報の訂正義務」を規定するものであります。

議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないこととするものであります。

第34条は、「訂正請求に対する措置」を規定するものであります。

議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき、又は訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととするものであります。

第35条は、「訂正決定等の期限」を規定するものであります。

訂正決定等は、訂正請求があった日から厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例と同じく、14日以内にしなければならないことなどとし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、その場合は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととするものであります。

第36条は、「訂正決定等の期限の特例」を規定するものであります。

議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとし、その場合は、訂正請求者に対し、理由などを書面により通知しなければならないこととするものであります。

第37条は、「保有個人情報の提供先への通知」を規定するものであります。

議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとするものであります。

第38条は、「利用停止請求権」を規定するものであります。

何人も、自己を本人とする開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているときなどに該当すると思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができることなどとするものであります。

第39条は、「利用停止請求の手續」を規定するものであります。

利用停止請求は、利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所などを記載した書面を議長に提出してしなければならないこととし、この場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことなどとするものであります。

第40条は、「保有個人情報の利用停止義務」を規定するものであります。

議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないことなどとするものであります。

第41条は、「利用停止請求に対する措置」を規定するものであります。

議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき、又は利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととするものであります。

第42条は、「利用停止決定等の期限」を規定するものであります。

利用停止決定等は、利用停止請求があった日から厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例と同じく、14日以内にしなければならないことなどとし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、その場合は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととするものであります。

第43条は、「利用停止決定等の期限の特例」を規定するものであります。

議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとし、その場合は、利用停止請求者に対し、理由などを書面により通知しなければならないことなどとするものであります。

第44条は、「審理員による審理手続に関する規定の適用除外」を規定するものであります。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないこととするものであります。

第45条は、「審査会への諮問」を規定するものであります。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、審査請求が不適法であり、却下する場合などを除き、厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する厚岸町個人情報保護審査会に諮問しなければならないことなどとするものであります。

第46条は、「第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等」を規定するものであります。

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をする場合などについては、第27条第3項の規定を準用するものであります。

第47条は、「適用除外」を規定するものであります。

保有個人情報（厚岸町情報公開条例第7条第2項に規定する非開示情報を専ら記録

する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第18条から第43条までの規定の適用については、議会に保有されていないものとみなすこととするものであります。

第48条は、「開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等」を規定するものであります。

議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとするものであります。

第49条は、「個人情報等の取扱いに関する苦情処理」を規定するものであります。

議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととするものであります。

第50条は、「審議会への諮問」を規定するものであります。

議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する厚岸町個人情報保護審議会に諮問することができることとするものであります。

第51条は、「施行の状況の公表」を規定するものであります。

議長は、毎年度、個人情報の取扱いに関する事務の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとするものであります。

第52条は、「委任」を規定するものであります。

条例から委任された事項、効率的な事務処理を行うための開示請求等の手続きに使用する様式や様式に記載する事項など、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとするものであります。

第53条から第57条までは、「罰則」を規定するものであります。

第53条は、議会事務局の職員などが、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとするものであります。

第54条は、第53条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとするものであります。

第55条は、議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとするものであります。

第56条は、第53条から第55条までの規定は、厚岸町の区域外において、これら3条の規定の罪を犯した者にも適用することとするものであります。

第57条は、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処することとするものであります。

以上であります。